

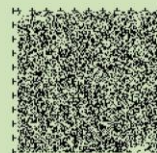
第4次

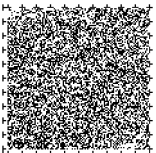
西脇市地域福祉計画



令和8（2026）年3月

西脇市





はじめに

近年、急速な人口減少やライフスタイルの多様化、また核家族や単身世帯の増加などを背景に、様々な分野において課題が複雑かつ多様化しています。また、地域活動・地域福祉の担い手、福祉サービスを提供する人材の不足が懸念される状況にあります。複合的な課題の解決に向けては、地域住民が主体的に地域福祉活動に参画するとともに、行政と地域活動団体、福祉活動団体、ボランティア団体、西脇市社会福祉協議会など関係団体や関係機関が協働・連携を図りながら、包括的に取り組んでいく体制を構築することが重要です。

本市においては、平成20（2008）年3月に「西脇市地域福祉計画」、平成26（2014）年3月に「第二次西脇市地域福祉計画」、令和2（2020）年3月には、「第三次西脇市地域福祉計画」を策定し、このたび第三次計画の期間が満了することから、これまでの取組の評価を行うとともに、国・県の動向を踏まえ、「第4次西脇市地域福祉計画」を策定しました。

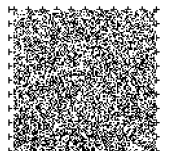
本市の第2次西脇市総合計画において、福祉の基本政策として「つながりによる安心と
うるおいが実感できるまち」を掲げて施策を推進しています。本計画は、第2次西脇市総合計画の分野別計画として位置付け、地域福祉を一体的に推進する観点から高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉（子育て支援）等の分野別計画を横断的につなげる福祉の基本計画とします。

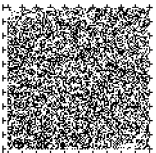
そして、本計画の基本理念を『ほっこり いいね・西脇市 ～みんなが安心・心つながるまちづくり ～誰一人取り残されない 支え合うまちへ～』とし、本市に暮らす全ての人が、お互いにやさしさと思いやりの気持ちを持って、つながり、助け合い・支え合いの輪を広げることで、誰一人取り残されない安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指して、地域福祉の推進に全力で取り組んでまいりますので、今後ともより一層の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定に当たりまして、多大なる御尽力をいただきました西脇市地域福祉計画推進会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力いただきました関係各位に、心から感謝を申し上げます。

令和8（2026）年3月

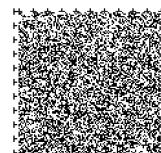
西脇市長 片山 象 三



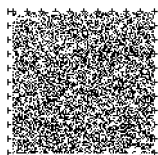


目次

第1章 計画の策定に当たって	1
I 計画策定の背景・趣旨.....	1
II 計画の位置付け.....	4
III 計画の期間.....	10
IV SDGsを踏まえた計画の推進.....	11
第2章 西脇市の地域福祉を取り巻く状況	12
I 統計データでみる現状.....	12
II アンケート調査からみる現状.....	21
III 第三次計画の取組状況と評価.....	43
第3章 計画の基本的な考え方	47
I 計画の基本理念.....	47
II 計画の基本方向.....	48
III 重点施策.....	49
IV 政策指標・成果指標.....	50
V 計画の体系.....	51



第4章 施策の展開	53
基本方向1 相談でき解決できる仕組みづくり.....	53
基本方向2 支え合い共に生きる地域づくり.....	64
基本方向3 地域や福祉の人材づくり.....	71
第5章 計画の推進	75
I 計画の推進体制.....	75
II 計画の進行管理.....	76
資料編	77
I 計画の策定経過.....	77
II 西脇市地域福祉計画推進会議条例.....	78
III 西脇市地域福祉計画推進会議委員名簿.....	79
IV 諮問.....	80
V 答申.....	81
VI 用語解説.....	82



I 計画策定の背景・趣旨

(1) 社会的な動向

近年、我が国では生活スタイルや価値観の多様化、核家族化などの背景から、地域の相互扶助の基盤となる人と人のつながりや、家庭や地域における支え合いが希薄化しつつあり、社会的に孤立し、日常生活に不安を抱えている人が増えています。こうした方が社会や地域から孤立し、見えにくい状況になっていることも問題の解決を難しくしています。

日常生活において、様々な課題を抱えている人が増加する中で、行政だけで対応するには限界があり、市民一人ひとりの理解と行動の重要性が高まっています。

また、障害のある子の親が要介護者となる世帯や、高齢の親が50代のひきこもりの子の生活を支える8050問題、介護と育児を同時に抱えるダブルケア問題、ヤングケアラーのいる世帯など、複合的な課題を抱えるケースが増えているほか、従来の縦割りによる公的な支援制度の枠組みでは十分な支援が受けられない、いわゆる「制度の狭間」の問題が存在しています。

これまで、課題への対応は、高齢者や障害者、児童といった対象者の属性や抱える課題ごとに進められてきましたが、ひとりの人が複数の課題を抱えるなど、課題が複雑化・多様化している今日では、十分な対応が困難な状況が生じています。

こうした中、自治体では既存の相談支援や地域づくりの取組を生かし、包括的かつ重層的な支援体制を構築する「重層的支援体制」の整備が進められています。

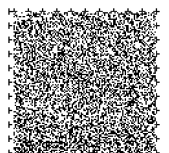
様々な課題を抱えている人に対して、従来の課題ごとの対応に加えて、課題全体を捉えて関わっていくことの重要性が高まっています。

(2) 国の動向

① 社会福祉法の改正

平成30(2018)年4月に施行された改正社会福祉法では、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、本人とその属する世帯全体に着目し、福祉、介護、介護予防、保健医療、住まいなどの地域生活課題を把握するとともに、課題の解決に資する支援を行う関係機関と連携し、その課題の解決を図っていくことが規定されています(第4条)。

地域生活課題の解決に向けて、自助、共助、公助の考えに基づいて、地域住民、事業者、関係機関・団体、行政のそれぞれが役割を果たし、連携して取り組んでいくことが必要とされています。



また、「地域福祉」推進の理念として、支援を必要とする地域住民が抱える多様で複合的な地域生活課題を、地域住民や福祉関係者が把握し、関係機関との連携等により解決を図ることが明記されるとともに、この理念を実現するために、市町村に対し、地域住民の地域福祉活動への参加を促進する環境整備や関係機関が連携して分野を超えた相談に応じる体制を構築することなど、包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました（第106条の3）。

併せて、市町村による地域福祉計画の策定が努力義務として規定される（第107条）とともに、地域福祉計画の策定に関する国のガイドラインでは、福祉の各分野における共通事項を定める、福祉分野の上位計画として位置付けられました。

そして、令和3（2021）年4月に施行された改正社会福祉法では、市町村において、地域住民の複雑化・多様化した地域生活課題や支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業（重層的支援体制整備事業）の枠組みが創設されました（第106条の4）。

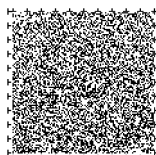
年	地域共生社会の実現に関する国の主な動き
平成 28 (2016) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定 「地域共生社会」の実現を提唱 ・「社会福祉法」の改正 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施
平成 30 (2018) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉法」の改正 市町村による包括的な支援体制の整備の推進 市町村地域福祉計画の充実 ・地域福祉計画策定ガイドラインの通知
令和 3 (2021) 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉法」の改正 重層的支援体制整備事業の創設

② 孤独・孤立対策推進法の施行

令和6（2024）年4月に施行された「孤独・孤立対策推進法」により、国及び地方公共団体において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、推進体制等について規定されました。

（3）県の動向

兵庫県においては、国の方針を踏まえ、令和6（2024）年3月に「第5期兵庫県地域福祉支援計画」を策定し、計画の目標を「つながり・支え合いのある地域共生社会ひょうご～ “誰も取り残されない” 地域づくり～」とし、市町村地域福祉計画の策定主体となる県内市町と一体となって地域福祉を推進することとしています。



(4) 計画の策定の趣旨

本市においては、平成20（2008）年3月に「西脇市地域福祉計画」を、平成26（2014）年3月に「第二次西脇市地域福祉計画」を、さらに令和2（2020）年3月には、「第三次西脇市地域福祉計画」（以下「第三次計画」という。）を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

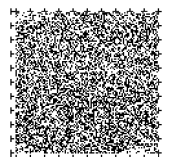
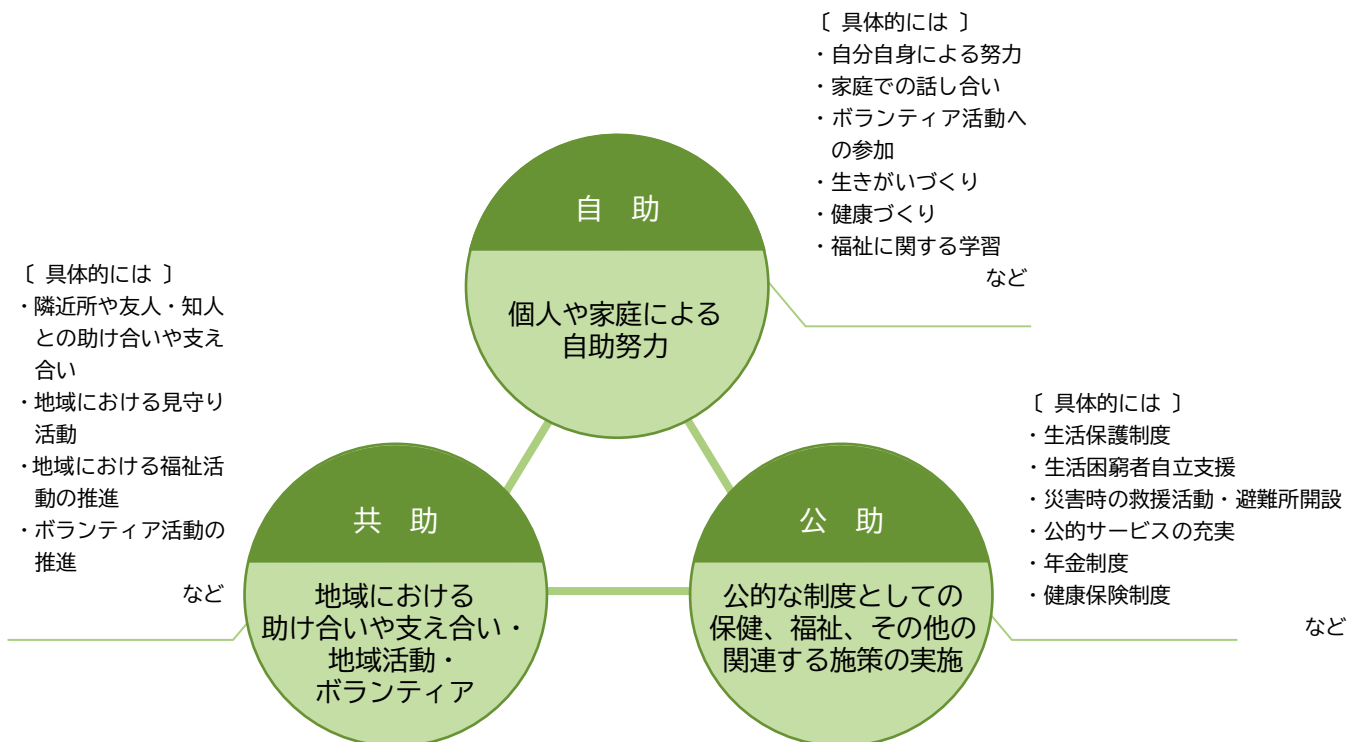
しかしながら、社会的な動向や市民ニーズは変化しており、第三次計画の計画期間が満了することも踏まえ、今後の本市の地域福祉に関する取組の方向性の明示と複雑化・多様化していく生活課題へのより適切な対応に向けて、「第4次西脇市地域福祉計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

[地域福祉とは]

我が国の福祉制度は、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など、対象者別に法律や制度が整備され、それぞれのニーズに応じた福祉サービスが提供されてきました。しかし、近年の社会環境の変化に伴い、生活課題は複雑化・多様化しており、従来の枠組みでは十分な対応が難しくなっています。

これからの地域社会においては、子どもから高齢者までの誰もが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らし、「福祉（幸せや豊かさ）」を実感できる仕組みを構築し、それを持続可能な形で発展させていくことが求められています。そのためには、個人や家族が自ら生活課題を解決する「自助」、地域住民やボランティアによる支え合い活動「共助」、行政による公的支援「公助」の連携がますます重要となります。

地域社会における生活課題の解決に向けて、地域住民、地域活動団体、ボランティア団体、福祉活動団体、社会福祉協議会、行政が協力し、連携・協働しながら支援を行う仕組みが「地域福祉」です。



Ⅱ 計画の位置付け

(1) 地域福祉計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」で、本市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものです。

(2) 地域福祉計画に盛り込む事項

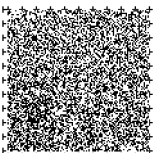
本計画においては、次の5つの事項についてその具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を盛り込むものとします。

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項
(社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)

【参考】社会福祉法（抄）

(地域福祉の推進)

- 第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。



(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

(1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

(2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

(3) 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

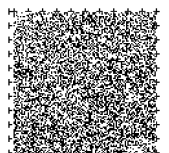
(1) 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業

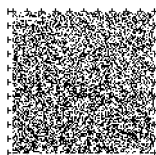
ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第59条第1号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業



- (2) 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言、現在の住居において日常生活を営むのに必要な援助その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- (3) 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
- イ 介護保険法第115条の45第1項第2号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
 - ロ 介護保険法第115条の45第2項第5号に掲げる事業
 - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号に掲げる事業
 - ニ 子ども・子育て支援法第59条第9号に掲げる事業
- (4) 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- (5) 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- (6) 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業(前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。)を実施するに当たっては、児童福祉法第10条の2第2項に規定することも家庭センター、介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第81条第1項に規定する支援協議会その他の居住の支援に関する機関と緊密に連携しつつ、地域生活課題を抱える地域住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 5 市町村は、第2項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 6 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。



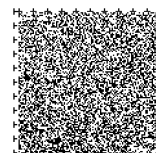
(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

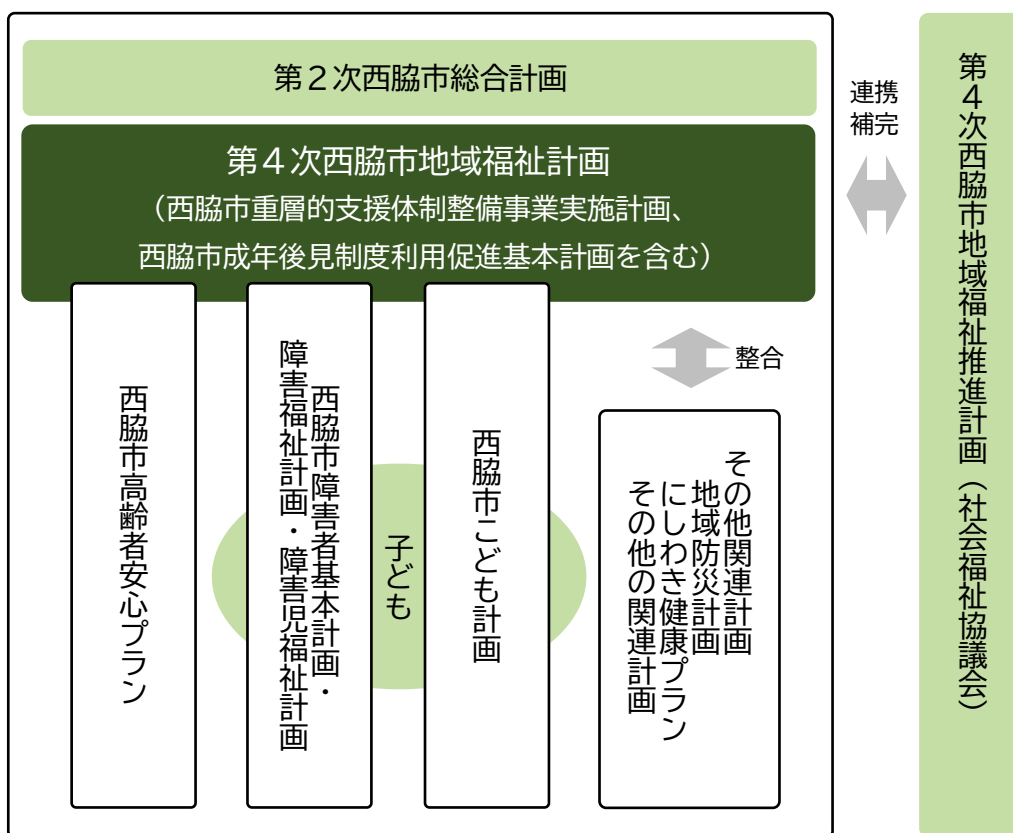


(3) 関連計画との関係

本計画は、第2次西脇市総合計画の分野別計画として位置付けるもので、本市の都市像「人輝き 未来広がる 田園協奏都市」と将来像「つながり はぐくみ 未来織りなす 彩り豊かなまち にしわき」の実現に資する福祉政策の基本指針となるものです。

また、地域福祉を一体的に推進する観点から、福祉分野の上位計画として、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉（子育て支援）等の分野別計画を横断的につなげる福祉の基本計画とします。さらに、健康づくり、防犯や防災、まちづくりや男女共同参画など、地域福祉の推進において関連がある分野との整合も図ります。

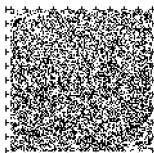
[位置付け図]



(4) 地域福祉推進計画との関係

西脇市社会福祉協議会では、新たに第4次西脇市地域福祉推進計画（令和8（2026）年度～令和13（2031）年度）を策定し、地域住民、福祉活動団体、ボランティア団体等と連携しながら、総合的かつ計画的に市民主体の地域福祉の推進に取り組んでいきます。

本計画と第4次西脇市地域福祉推進計画とは、地域福祉を進める上での車の両輪として、理念と課題を共有しながら、その取組において相互に連携・補完を図ります。



(5) 重層的支援体制整備事業実施計画の位置付け

本計画の「第4章 施策の展開 基本方向1 相談でき解決できる仕組みづくり 施策2 包括的な支援体制の強化」を社会福祉法第106条の5に規定される「重層的支援体制整備事業実施計画」と位置付けます。

【参考】社会福祉法（抄）

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第106条の5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であって地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(6) 成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

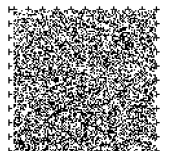
本計画の「第4章 施策の展開 基本方向1 相談でき解決できる仕組みづくり 施策4 権利擁護の推進」を成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」と位置付けます。

【参考】成年後見制度の利用の促進に関する法律（抄）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

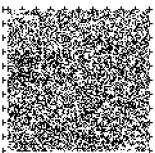


Ⅲ 計画の期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和13（2031）年度までの6年間とします。

今後の社会情勢等の変化や分野別計画・関連計画との整合を考慮し、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

計画名 \ 年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年
総合計画	第2次西脇市総合計画基本構想 後期基本計画							
地域福祉計画	策定 作業	第4次西脇市地域福祉計画						
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第9期 西脇市高齢者 安心プラン		第10期西脇市 高齢者安心プラン			第11期西脇市 高齢者安心プラン		
障害者基本計画	西脇市障害者基本計画					次期西脇市 障害者基本計画		
障害福祉計画 障害児福祉計画	第7期西脇市 障害福祉計画 第3期 障害児福祉計画		第8期西脇市 障害福祉計画 第4期西脇市 障害児福祉計画			第9期西脇市 障害福祉計画 第5期西脇市 障害児福祉計画		
こども計画	西脇市こども計画					次期西脇市 こども計画		

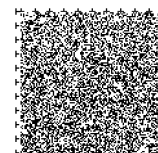


IV SDGsを踏まえた計画の推進

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持つ「地域共生社会」の実現につながります。

本市では、本計画に掲げる取組や事業を進めるに当たり、SDGsの理念や目標を意識し、その達成に貢献していきます。



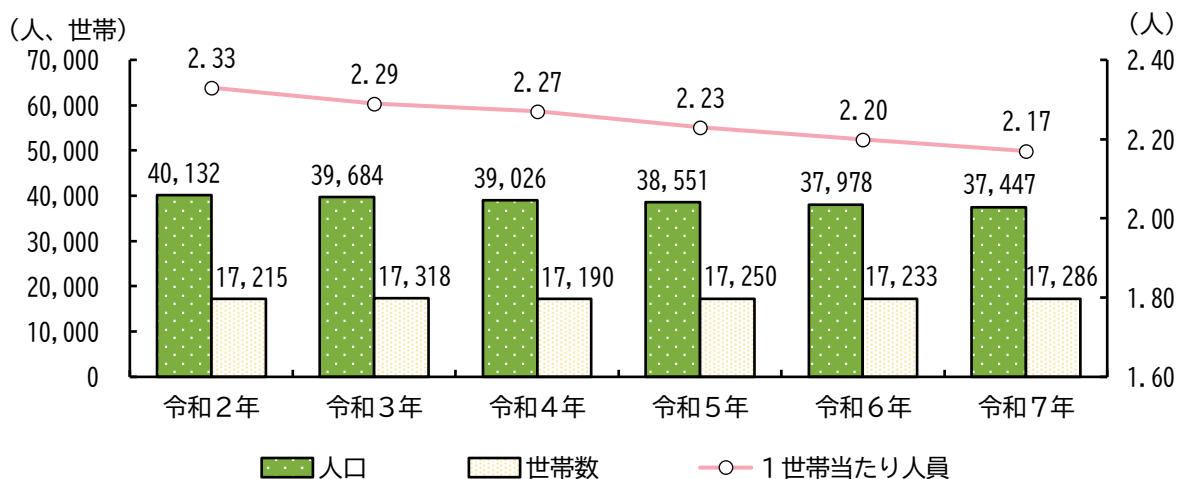
I 統計データでみる現状

1 総人口・世帯数の推移

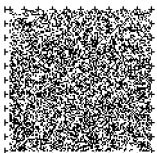
総人口は年々減少しており、令和2(2020)年の40,132人から2,685人減少し、令和7(2025)年には37,447人となっています。

世帯数の推移をみると、総人口が減少する一方で、世帯数はほぼ横ばいで推移しており、令和7(2025)年には17,286世帯となっています。また、1世帯当たり人員は減少傾向で推移しています。

総人口・世帯数の推移



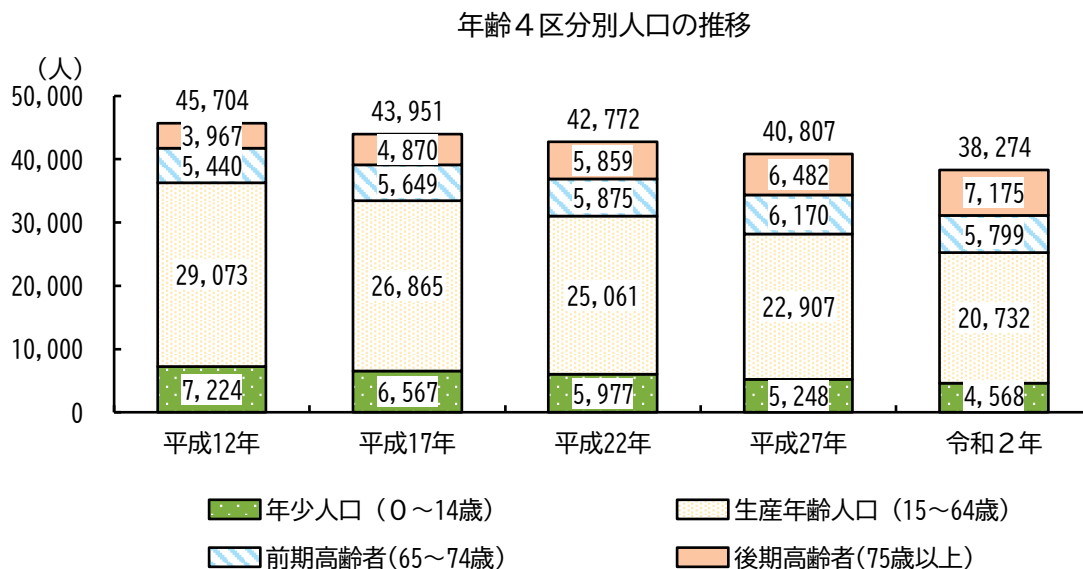
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



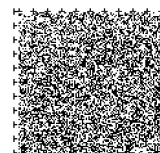
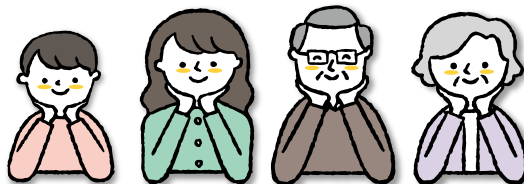
2 年齢4区分別人口の推移

年齢4区分別人口は65歳以上の老年人口が増加し続けており、平成12（2000）年は全体の2割でしたが、令和2（2020）年には3割を超え、12,974人となっています。また、前期高齢者（65～74歳）の人口は減少していますが、後期高齢者（75歳以上）の人口については、増加が著しくなっています。

一方、0歳から14歳までの年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口は減少し続け、令和2（2020）年にはそれぞれ4,568人、20,732人となっています。



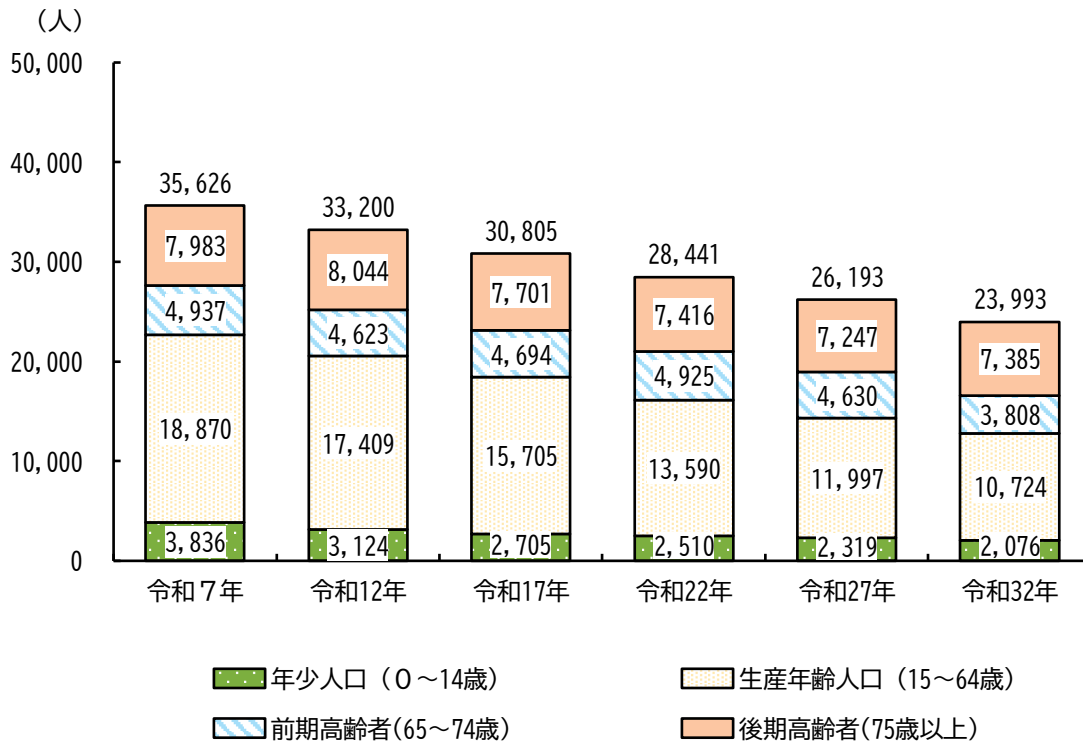
※ 不詳は含まない
資料：国勢調査



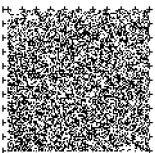
3 将来推計人口の推移

将来人口の推計をみると、令和32（2050）年には総人口が23,993人まで減少する見込みで、年齢4区別の人口は、減少傾向にあることが予測されています。

将来推計人口の推移

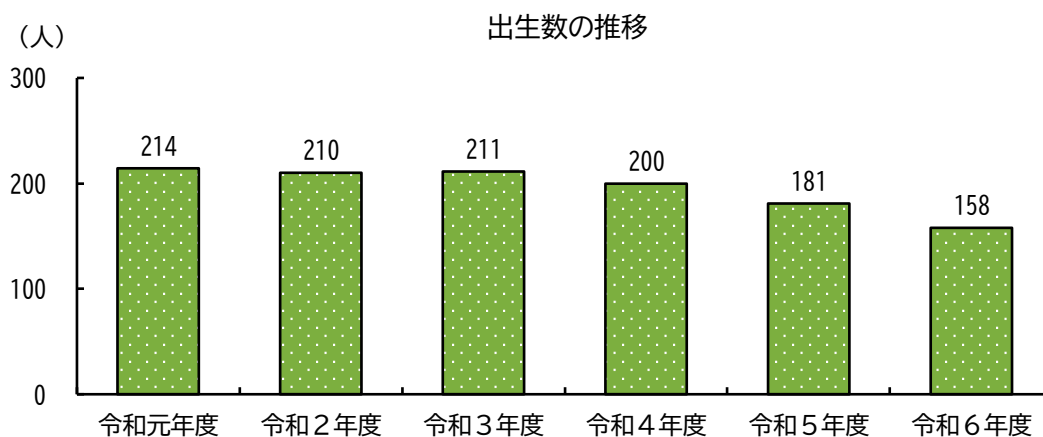


資料：国立社会保障・人口問題研究所



4 出生数の推移

出生数の推移をみると、年々減少傾向にあり、令和6（2024）年度で158人となっています。



資料：くらし安心部戸籍住民課（各年度末3月31日現在）

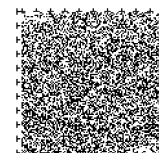
5 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、全国、兵庫県、西脇市ともに減少しています。特に、本市は全国、兵庫県と比べ、減少幅が大きくなっています。

合計特殊出生率の推移

項目	平成25年～平成29年	平成30年～令和4年
西脇市	1.62	1.42
全国	1.43	1.33
兵庫県	1.47	1.38

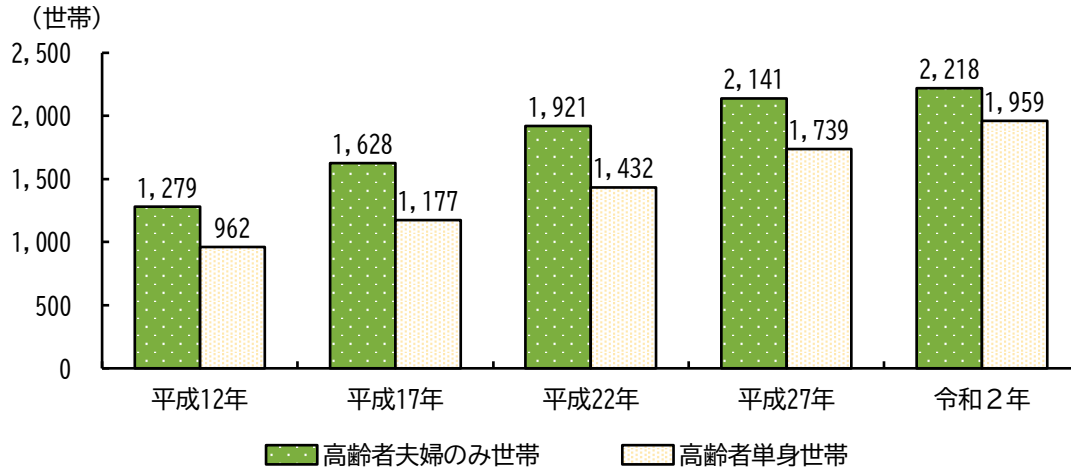
資料：人口動態統計特殊報告「人口動態保健所・市区町村別統計」



6 高齢者世帯の推移

高齢者世帯は年々増加傾向にあり、令和2（2020）年には高齢者夫婦のみ世帯は2,218世帯、高齢者単身世帯は1,959世帯となっています。特に、高齢者単身世帯の増加が著しくなっています。

高齢者夫婦のみ世帯と高齢者単身世帯の推移

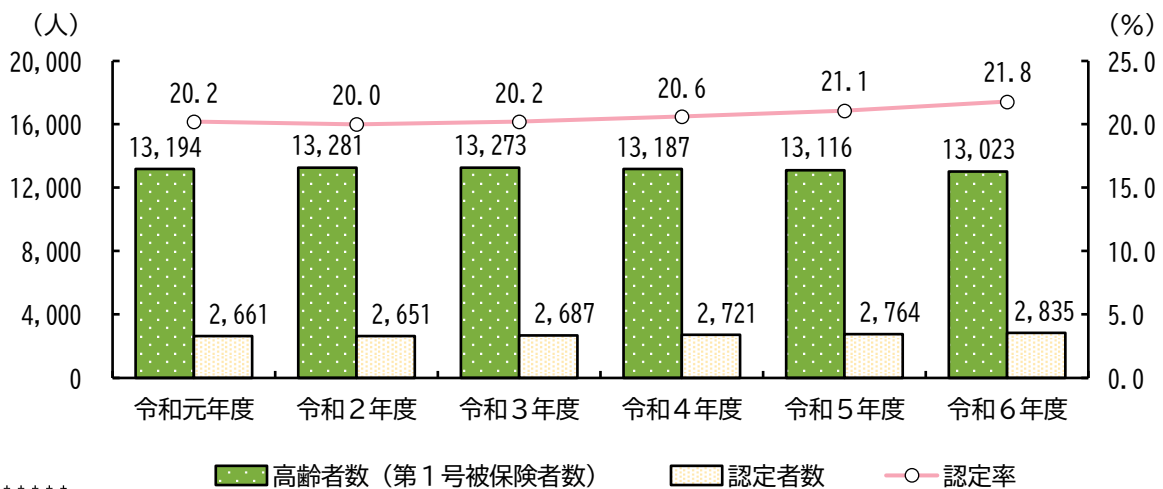


資料：国勢調査

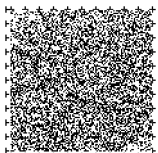
7 高齢者における要支援・要介護認定者の推移

65歳以上の要支援・要介護認定者は年々増加しており、令和6（2024）年度には2,835人となっています。要支援・要介護認定率も増加しており、令和6（2024）年度には21.8%となっています。

要支援・要介護認定者の推移

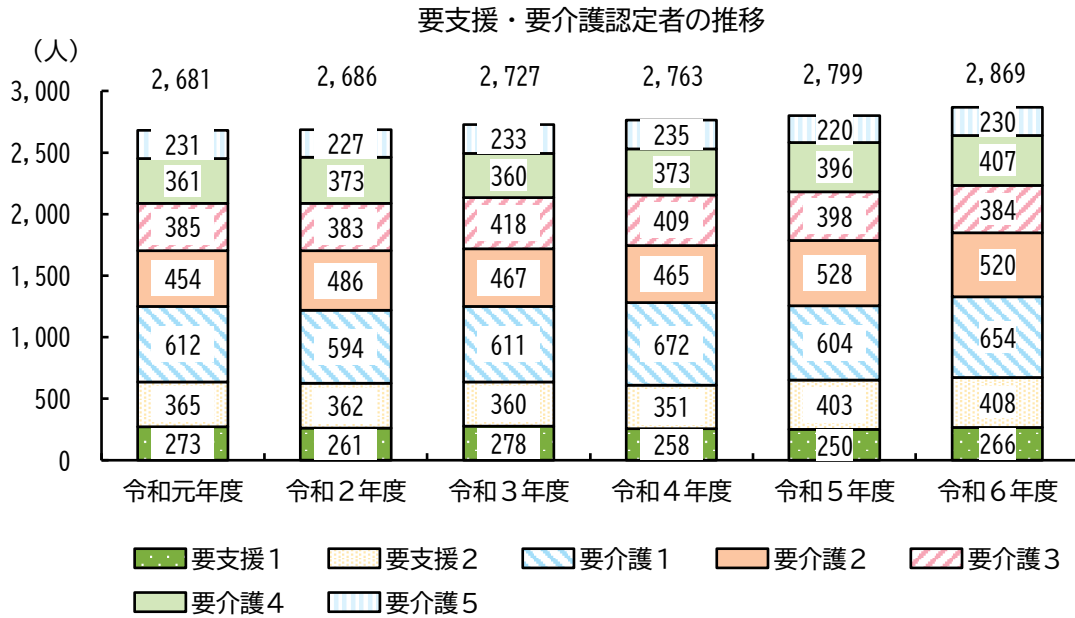


資料：福祉部長寿福祉課（各年度末3月31日現在）



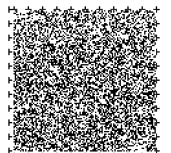
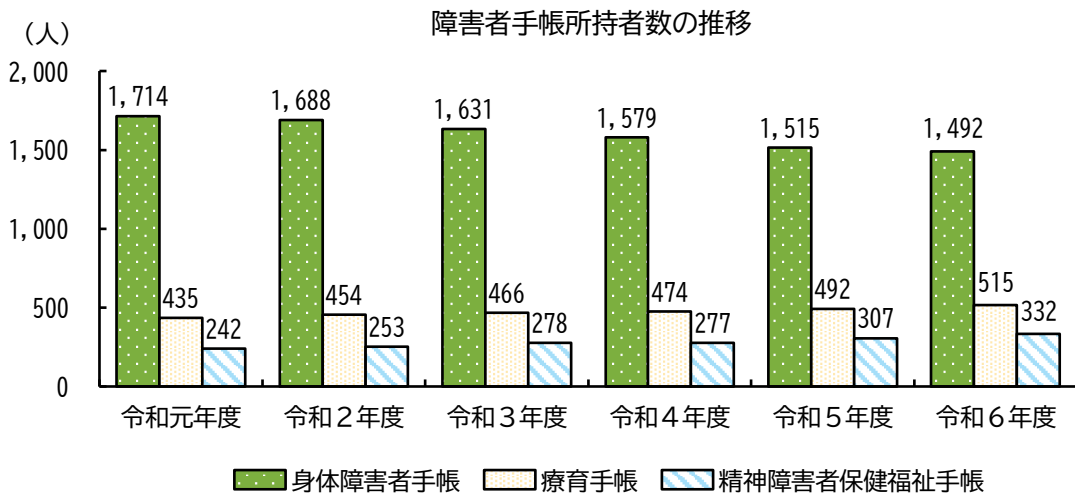
8 要支援・要介護認定者の介護度別の推移

要支援・要介護認定者の介護度は、令和元（2019）年度に比べると要支援2、要介護1、2、4が増加する一方で、要支援1は減少しています。また、要介護1と要介護2が全体のおよそ4割を占めています。



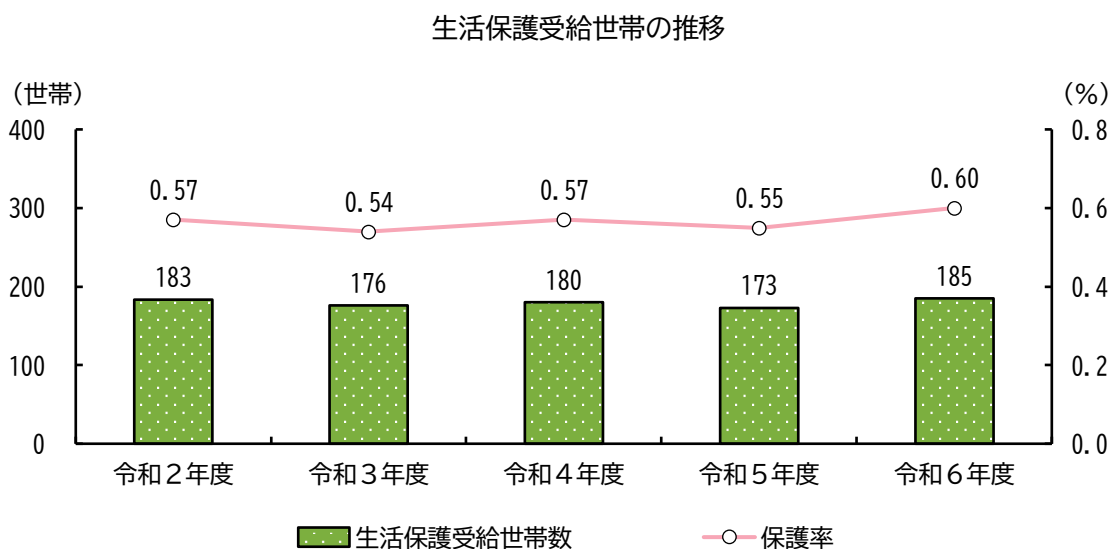
9 障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者は、減少傾向にあり、令和6（2024）年度では1,492人となっています。一方、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者は、年々増加しています。



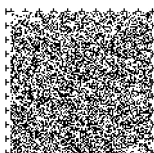
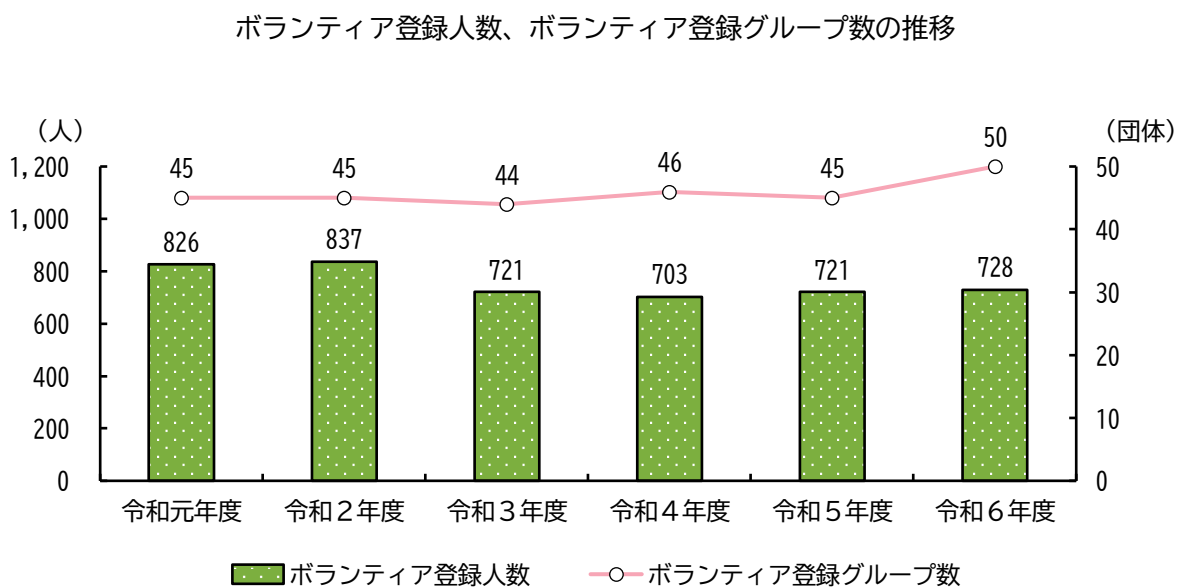
10 生活保護受給世帯の推移

生活保護受給世帯、保護率ともにほぼ横ばいで推移しています。



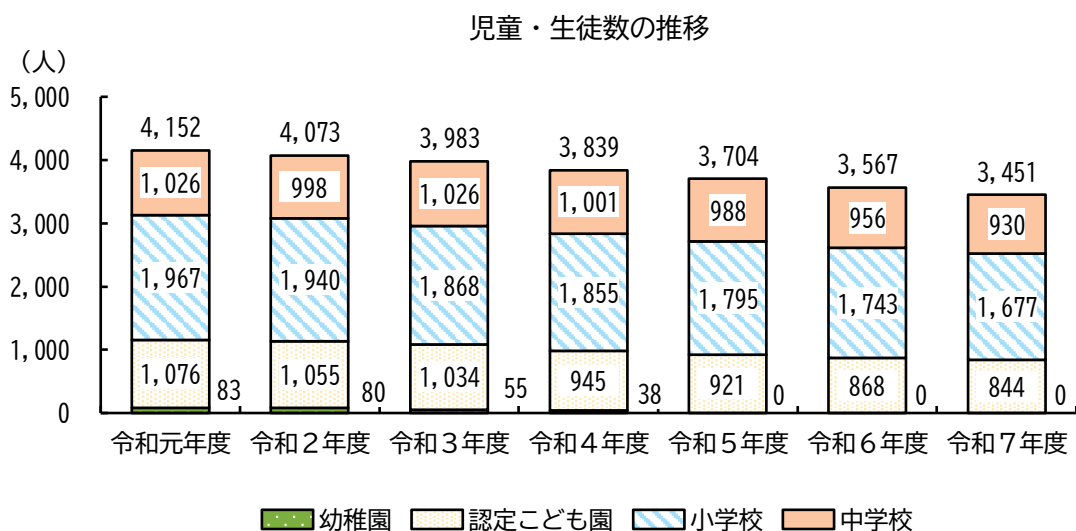
11 ボランティア登録人数の推移

ボランティア登録人数は令和3（2021）年度に減少し、以降ほぼ横ばいとなっています。ボランティア登録グループ数は横ばいで推移していましたが、令和6（2024）年度では50団体に増加しています。



12 児童等の推移

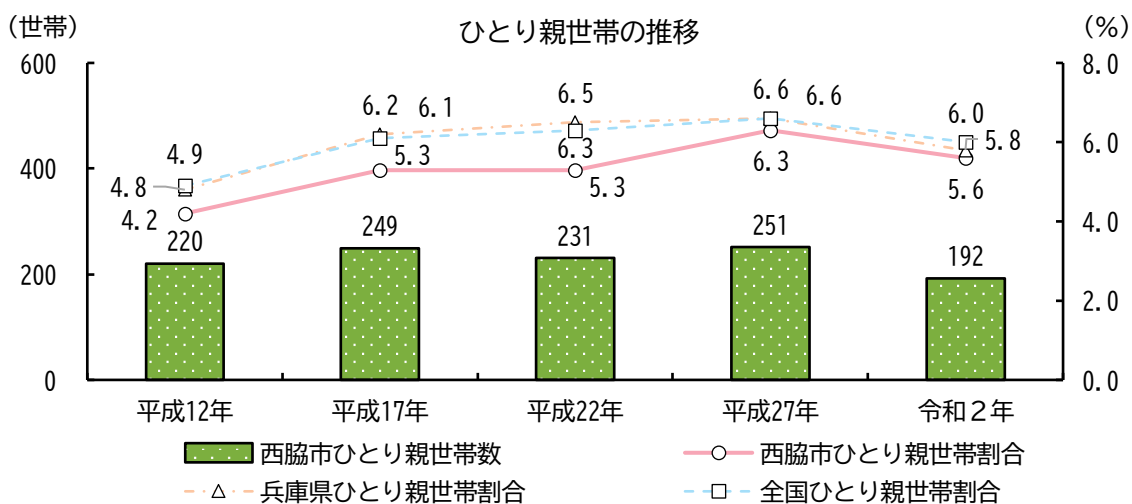
児童・生徒数の推移の状況を見ると、各学校園とも年々減少しています。



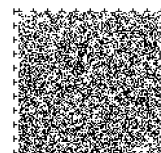
※ しばざくら幼稚園は令和5年3月31日をもって閉園
 資料：令和元年度～令和6年度西脇市統計書、令和7年度（教育創造部学校教育課、幼保連携課）（各年5月1日現在、ただし認定こども園は各年4月1日現在）

13 ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯数の推移をみると、ばらつきがあるものの、令和2（2020）年では192世帯に減少しています。20歳未満の子どもがいる世帯数に対する割合では、平成27（2015）年までは上昇傾向にありましたが、令和2（2020）年では5.6%に減少しており、全国及び兵庫県の割合を下回っています。



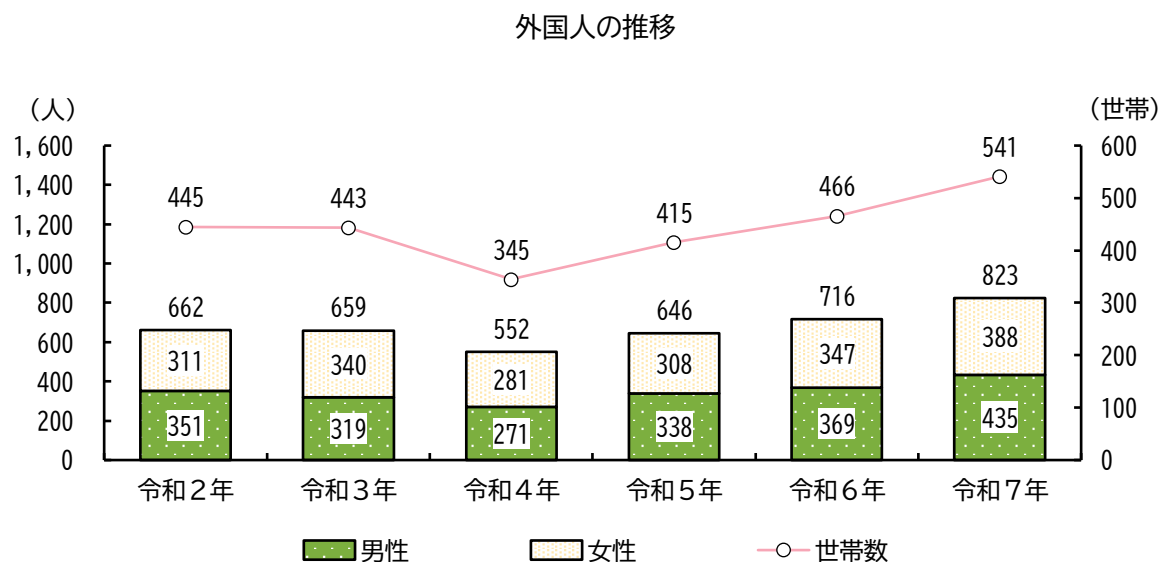
資料：国勢調査



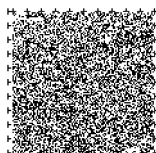
14 外国人の推移

外国人の状況を見ると、外国人人口は令和4（2022）年に減少しましたが、以降は増加しており、令和7（2025）年の外国人男性は435人、女性は388人となっています。

世帯数も同様の傾向となっており、令和7（2025）年では541世帯となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



Ⅱ アンケート調査からみる現状

1 アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

西脇市地域福祉計画の改定に係る基礎資料とするため、市民アンケート調査、団体アンケート調査、団体ヒアリング調査を実施しました。

(2) 調査対象

市民：18歳以上の2,000人を無作為抽出

団体：西脇市内で活動している民生委員・児童委員、ボランティア団体、地域活動団体

(3) 調査項目

市民アンケート調査：福祉に対する意識や生活課題、地域福祉推進のための意向等

団体アンケート調査：地域福祉を推進するための課題や取組等

団体ヒアリング調査：活動に関する現状と課題

(4) 調査期間

市民アンケート調査：令和6年8月30日～令和6年9月30日

団体アンケート調査：令和6年11月～令和7年1月

団体ヒアリング調査：令和7年1月

(5) 調査方法

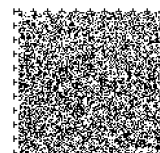
市民アンケート調査：郵送による配布・回収、webによる回答

団体アンケート調査：郵送による配布・回収、webによる回答

団体ヒアリング調査：対面によるヒアリング調査

(6) 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
市民アンケート調査	2,000通	855通 (うち、web回答が100通)	42.8%
団体アンケート調査			
民生委員・児童委員 (地区代表)	9通	9通 (うち、web回答が1通)	100.0%
ボランティア団体	49通	31通 (うち、web回答が13通)	63.3%
地域活動団体	10通	10通 (うち、web回答が3通)	100.0%



(7) 調査結果の表示方法

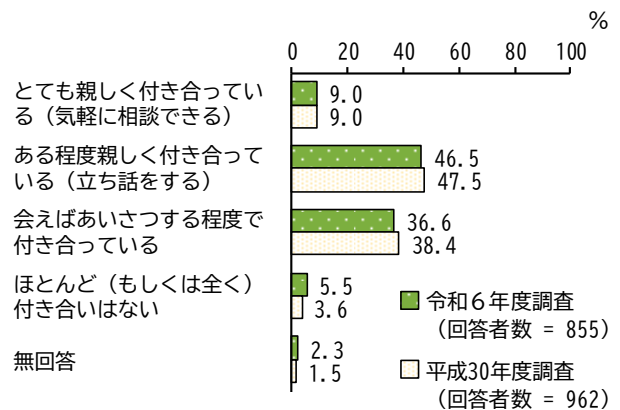
- ・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0％にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0％を超える場合があります。

2 市民アンケート調査でみる現状

(1) ふだん、どのような近所づきあいをしているか

「ある程度親しく付き合っている(立ち話をする)」の割合が46.5％と最も高く、次いで「会えばあいさつする程度で付き合っている」の割合が36.6％となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

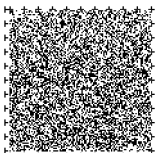


【年代別】

年代別にみると、10歳代・20歳代で「会えばあいさつする程度で付き合っている」の割合が高くなっています。

単位: %

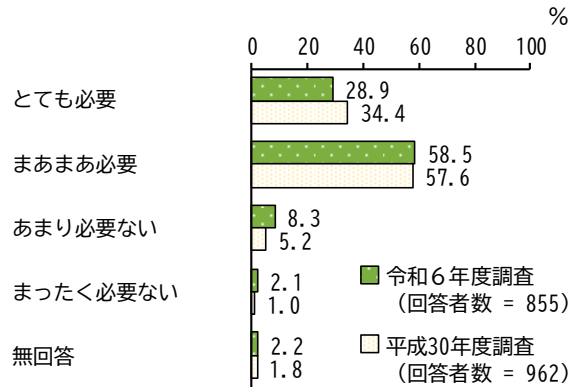
区分	回答者数 (件)	とても親しく付き合っている (気軽に相談できる)	ある程度親しく付き合っている (立ち話をする)	会えばあいさつする程度で付き合っている	ほとんど(もしくは全く)付き合いはない	無回答
全体	855	9.0	46.5	36.6	5.5	2.3
10歳代・20歳代	51	3.9	11.8	62.7	15.7	5.9
30歳代	57	8.8	21.1	47.4	21.1	1.8
40歳代	98	2.0	36.7	50.0	10.2	1.0
50歳代	139	7.2	38.1	46.0	5.8	2.9
60歳代	210	11.9	53.8	30.5	1.9	1.9
70歳以上	290	11.4	58.6	26.2	1.7	2.1



(2) 近所づきあいの必要性

「とても必要」と「まあまあ必要」をあわせた“必要”の割合が87.4%、「あまり必要ない」と「まったく必要ない」をあわせた“必要ない”の割合が10.4%となっています。

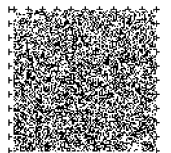
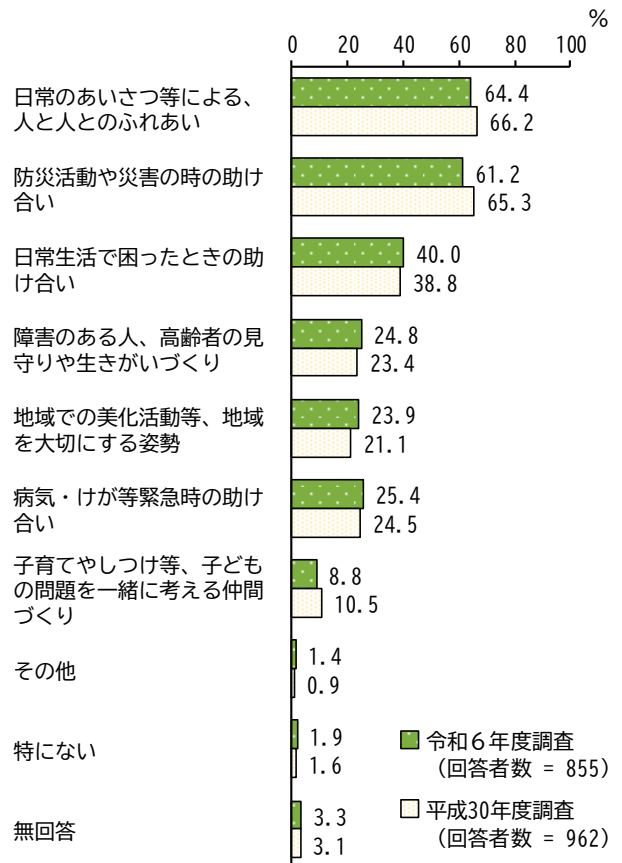
平成30年度調査と比較すると、「とても必要」の割合が減少しています。



(3) これからの近所づきあいで大切なこと

「日常のあいさつ等による、人と人とのふれあい」の割合が64.4%と最も高く、次いで「防災活動や災害の時の助け合い」の割合が61.2%、「日常生活で困ったときの助け合い」の割合が40.0%となっています。

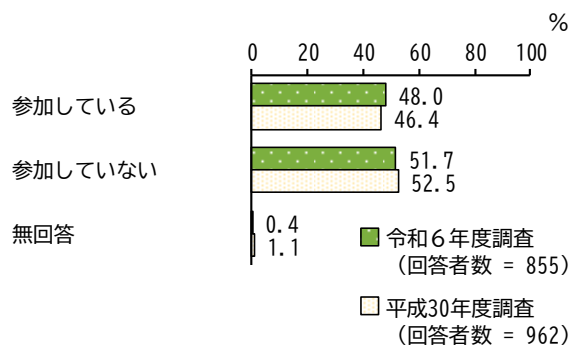
平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



(4) 地域活動への参加状況

「参加している」の割合が48.0%、「参加していない」の割合が51.7%となっています。

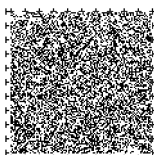
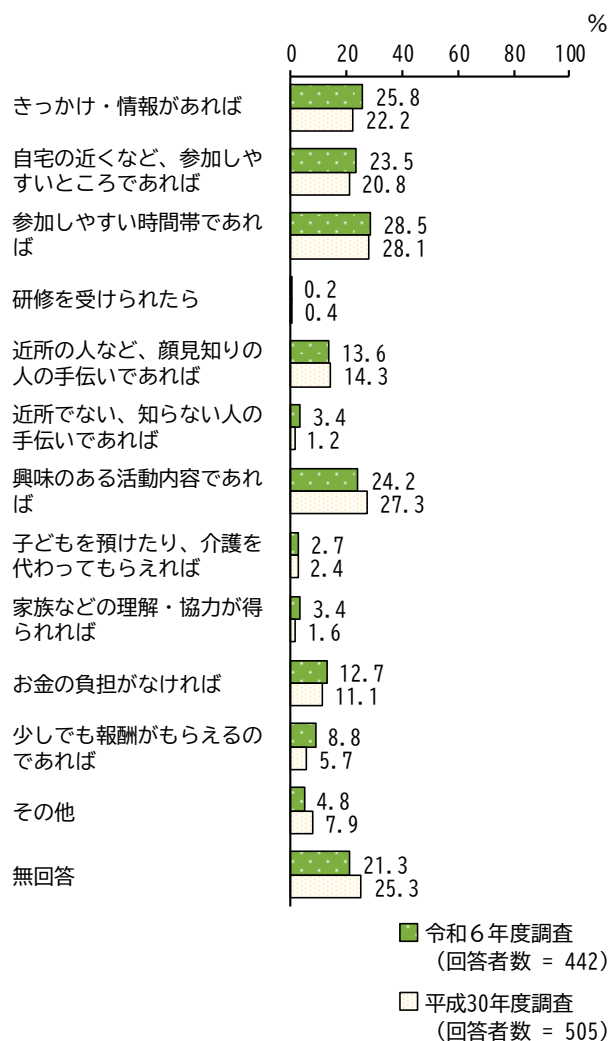
平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



(5) どのような条件であれば、地域活動に参加するか

「参加しやすい時間帯であれば」の割合が28.5%と最も高く、次いで「きっかけ・情報があれば」の割合が25.8%、「興味のある活動内容であれば」の割合が24.2%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



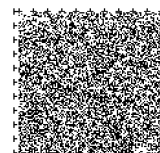
【性・年代別】

性・年代別にみると、女性の30歳代で「きっかけ・情報があれば」の割合が高くなって
います。

単位：％

区分	回答者数(件)	きっかけ・情報があれば	自宅の近くなど、参加しやすいところであれば	参加しやすい時間帯であれば	研修を受けられたら	近所の人など、顔見知りの手伝いであれば	近所でない、知らない人の手伝いであれば
全 体	442	25.8	23.5	28.5	0.2	13.6	3.4
男性 10歳代・20歳代	12	8.3	16.7	16.7	—	25.0	—
30歳代	16	31.3	—	18.8	—	18.8	6.3
40歳代	20	35.0	35.0	25.0	—	10.0	5.0
50歳代	25	12.0	16.0	44.0	—	12.0	4.0
60歳代	30	23.3	30.0	33.3	—	16.7	—
70歳以上	53	17.0	24.5	13.2	—	11.3	—
女性 10歳代・20歳代	26	30.8	26.9	26.9	—	26.9	—
30歳代	20	60.0	30.0	40.0	—	—	10.0
40歳代	35	22.9	11.4	31.4	—	11.4	2.9
50歳代	46	19.6	10.9	23.9	—	10.9	4.3
60歳代	61	39.3	21.3	44.3	1.6	14.8	4.9
70歳以上	92	21.7	34.8	23.9	—	14.1	4.3

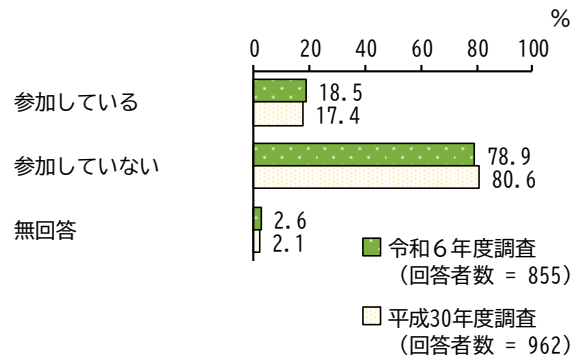
区分	興味のある活動内容であれば	子どもを預けたり、介護を代わってもらえれば	家族などの理解・協力が得られれば	お金の負担がなければ	少しでも報酬がもらえるのであれば	その他	無回答
全 体	24.2	2.7	3.4	12.7	8.8	4.8	21.3
男性 10歳代・20歳代	25.0	—	—	—	8.3	—	41.7
30歳代	37.5	—	6.3	18.8	31.3	—	12.5
40歳代	15.0	5.0	—	10.0	10.0	15.0	15.0
50歳代	32.0	—	4.0	32.0	20.0	4.0	—
60歳代	26.7	3.3	—	13.3	6.7	6.7	13.3
70歳以上	18.9	1.9	1.9	9.4	3.8	3.8	41.5
女性 10歳代・20歳代	30.8	7.7	—	11.5	19.2	3.8	7.7
30歳代	35.0	15.0	5.0	15.0	20.0	—	—
40歳代	14.3	8.6	5.7	17.1	11.4	2.9	22.9
50歳代	23.9	2.2	6.5	10.9	4.3	4.3	26.1
60歳代	19.7	—	3.3	16.4	9.8	6.6	13.1
70歳以上	27.2	—	4.3	7.6	—	4.3	29.3



(6) ボランティア活動への参加状況

「参加している」の割合が18.5%、「参加していない」の割合が78.9%となっています。

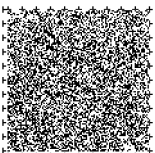
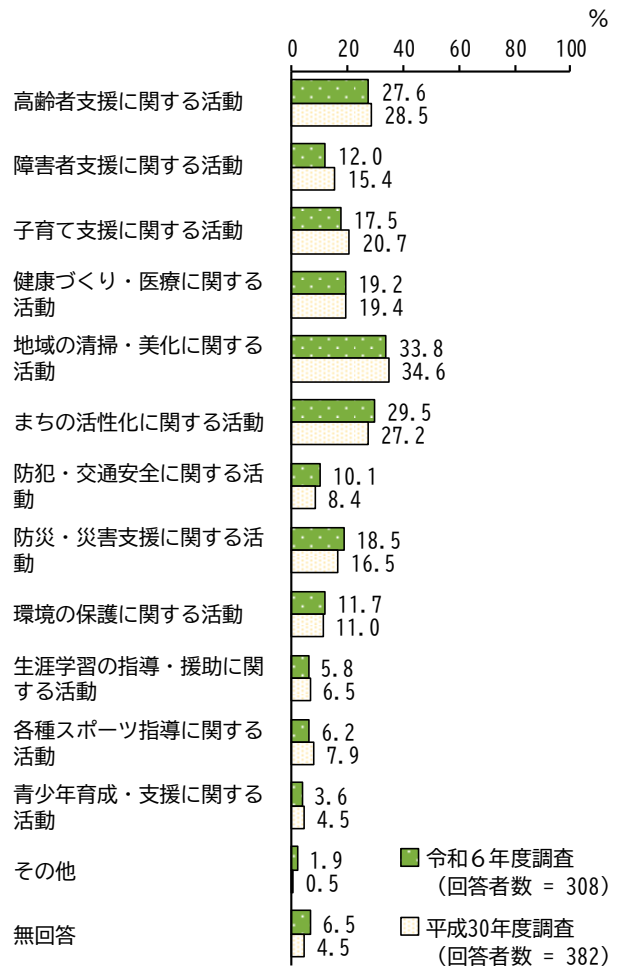
平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



(7) 今後、どのような内容のボランティア活動を行いたい (続けたい) か

「地域の清掃・美化に関する活動」の割合が33.8%と最も高く、次いで「まちの活性化に関する活動」の割合が29.5%、「高齢者支援に関する活動」の割合が27.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



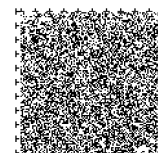
【性・年代別】

性・年代別にみると、女性の30歳代で「子育て支援に関する活動」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数(件)	高齢者支援に関する活動	障害者支援に関する活動	子育て支援に関する活動	健康づくり・医療に関する活動	地域の清掃・美化に関する活動	まちの活性化に関する活動	防犯・交通安全に関する活動
全体	308	27.6	12.0	17.5	19.2	33.8	29.5	10.1
男性 10歳代・20歳代	10	30.0	—	10.0	20.0	20.0	30.0	10.0
30歳代	6	—	—	16.7	—	33.3	33.3	—
40歳代	9	—	11.1	22.2	11.1	33.3	11.1	11.1
50歳代	21	23.8	19.0	—	4.8	47.6	38.1	19.0
60歳代	39	28.2	12.8	5.1	15.4	53.8	41.0	10.3
70歳以上	52	30.8	11.5	7.7	15.4	36.5	32.7	17.3
女性 10歳代・20歳代	13	7.7	7.7	46.2	23.1	15.4	38.5	—
30歳代	12	8.3	—	75.0	33.3	41.7	16.7	8.3
40歳代	17	23.5	—	58.8	17.6	29.4	35.3	23.5
50歳代	32	25.0	21.9	21.9	21.9	15.6	18.8	3.1
60歳代	49	34.7	18.4	16.3	24.5	28.6	26.5	8.2
70歳以上	42	42.9	7.1	7.1	26.2	31.0	23.8	4.8

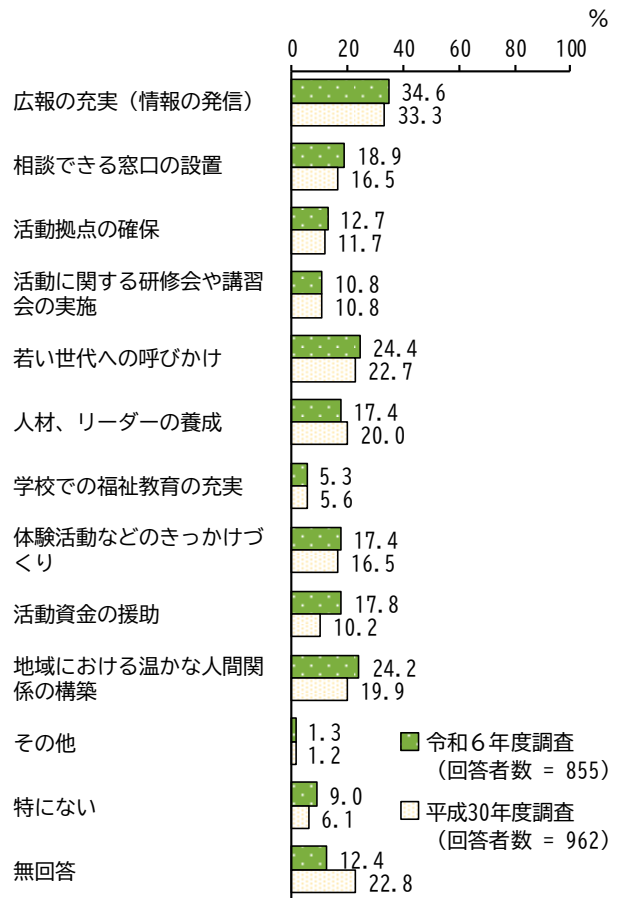
区分	防災・災害支援に関する活動	環境の保護に関する活動	生涯学習の指導・援助に関する活動	各種スポーツ指導に関する活動	青少年育成・支援に関する活動	その他	無回答
全体	18.5	11.7	5.8	6.2	3.6	1.9	6.5
男性 10歳代・20歳代	40.0	—	10.0	10.0	—	—	10.0
30歳代	33.3	33.3	—	16.7	—	—	16.7
40歳代	33.3	11.1	—	33.3	11.1	—	—
50歳代	42.9	—	4.8	19.0	4.8	—	4.8
60歳代	33.3	7.7	—	—	—	2.6	2.6
70歳以上	21.2	21.2	7.7	3.8	3.8	—	9.6
女性 10歳代・20歳代	7.7	15.4	—	23.1	7.7	—	7.7
30歳代	—	8.3	—	8.3	—	—	8.3
40歳代	17.6	5.9	—	—	11.8	—	—
50歳代	9.4	9.4	6.3	6.3	9.4	6.3	6.3
60歳代	6.1	12.2	12.2	2.0	—	4.1	2.0
70歳以上	7.1	9.5	9.5	2.4	2.4	—	14.3



(8) 今後、地域活動やボランティア活動の輪を広げていくために必要だと思うこと

「広報の充実（情報の発信）」の割合が34.6%と最も高く、次いで「若い世代への呼びかけ」の割合が24.4%、「地域における温かな人間関係の構築」の割合が24.2%となっています。

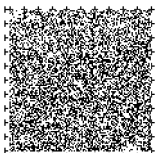
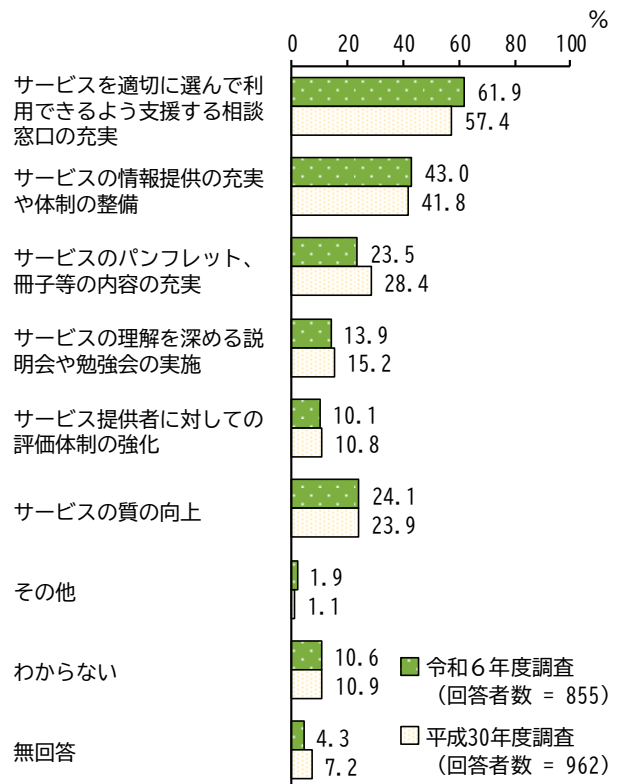
平成30年度調査と比較すると、「活動資金の援助」の割合が増加しています。



(9) 福祉サービスを安心して利用するためには、何が必要か

「サービスを適切に選んで利用できるよう支援する相談窓口の充実」の割合が61.9%と最も高く、次いで「サービスの情報提供の充実や体制の整備」の割合が43.0%、「サービスの質の向上」の割合が24.1%となっています。

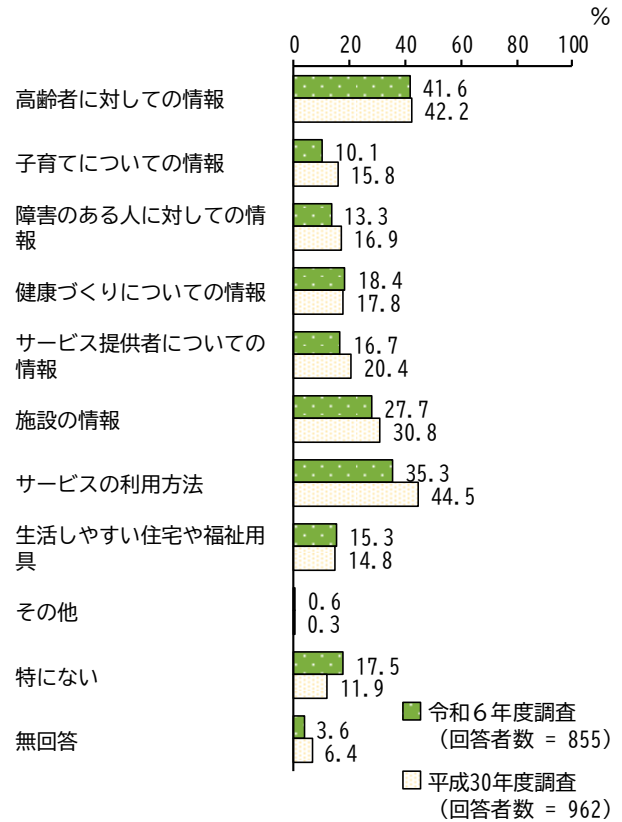
平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



(10) 福祉サービスについて、知りたい情報

「高齢者に対しての情報」の割合が41.6%と最も高く、次いで「サービスの利用方法」の割合が35.3%、「施設の情報」の割合が27.7%となっています。

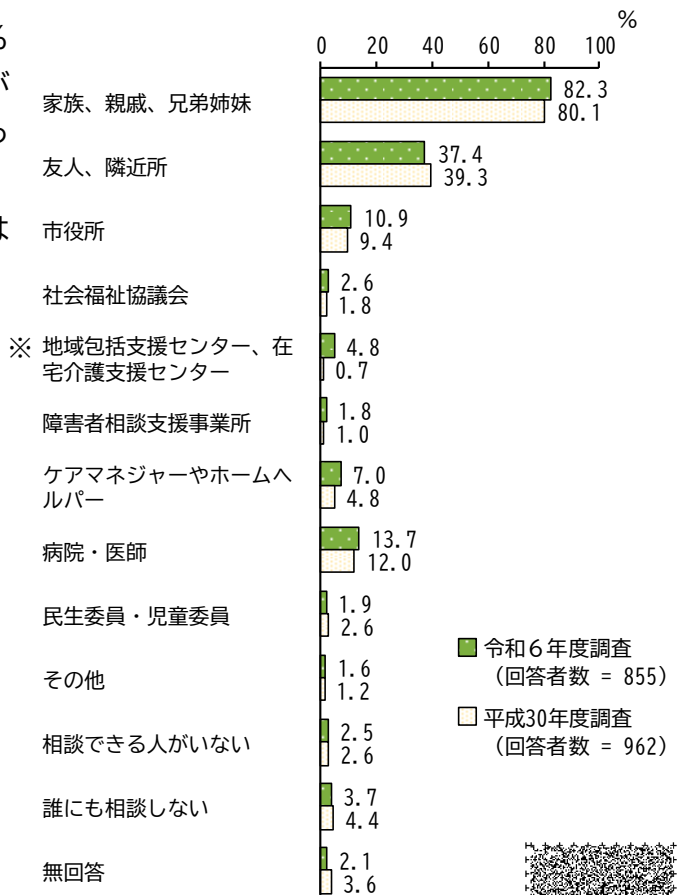
平成30年度調査と比較すると、「特にない」の割合が増加しています。一方、「子育てについての情報」「サービスの利用方法」の割合が減少しています。



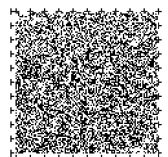
(11) 不安や困りごとが起こったとき、誰（どこ）に相談しているか

「家族、親戚、兄弟姉妹」の割合が82.3%と最も高く、次いで「友人、隣近所」の割合が37.4%、「病院・医師」の割合が13.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



※平成30年度調査では、「在宅介護支援センター」と表示していました。

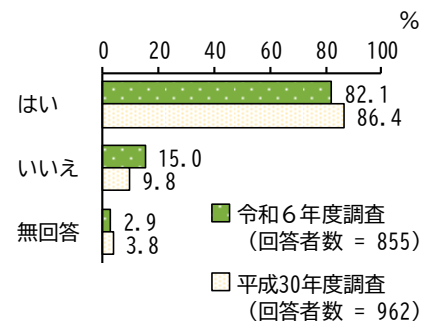


(12) 防災に対する日頃からの取組や災害等の緊急時の対応について

①災害時の避難場所を知っていますか

「はい」の割合が82.1%、「いいえ」の割合が15.0%となっています。

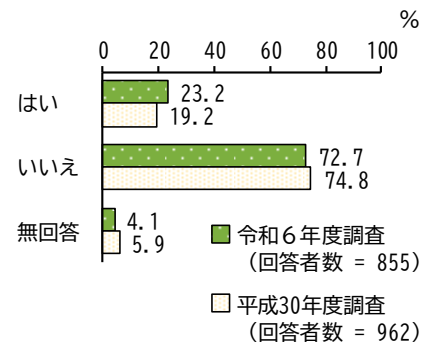
平成30年度調査と比較すると、「いいえ」の割合が増加しています。



②日頃から地域の防災訓練に参加していますか

「はい」の割合が23.2%、「いいえ」の割合が72.7%となっています。

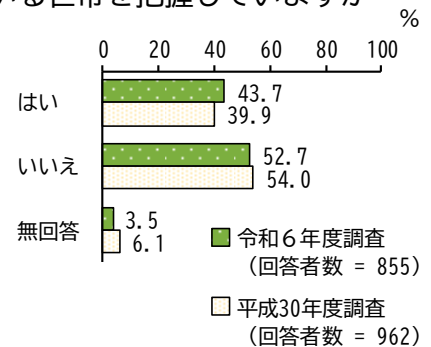
平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



③隣近所で見守りが必要な人（高齢者・障害のある人等）がいる世帯を把握していますか

「はい」の割合が43.7%、「いいえ」の割合が52.7%となっています。

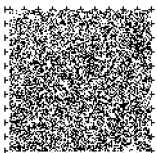
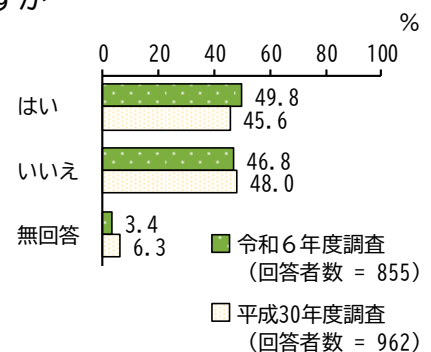
平成30年度調査と比較すると、「はい」の割合がやや増加しています。



④災害等の緊急時に、避難所等への誘導等の手助けはできますか

「はい」の割合が49.8%、「いいえ」の割合が46.8%となっています。

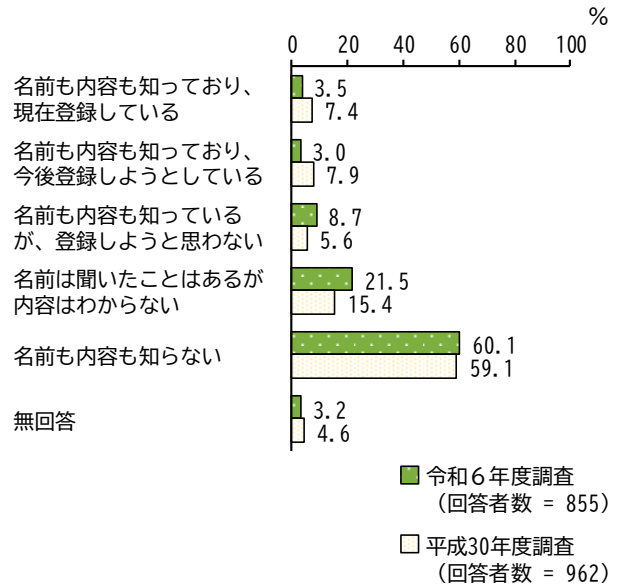
平成30年度調査と比較すると、「はい」の割合が「いいえ」の割合を上回っています。



(13) 災害時要援護者名簿について

「名前も内容も知らない」の割合が60.1%と最も高く、次いで「名前は聞いたことはあるが内容はわからない」の割合が21.5%となっています。

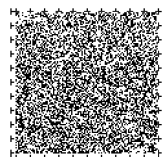
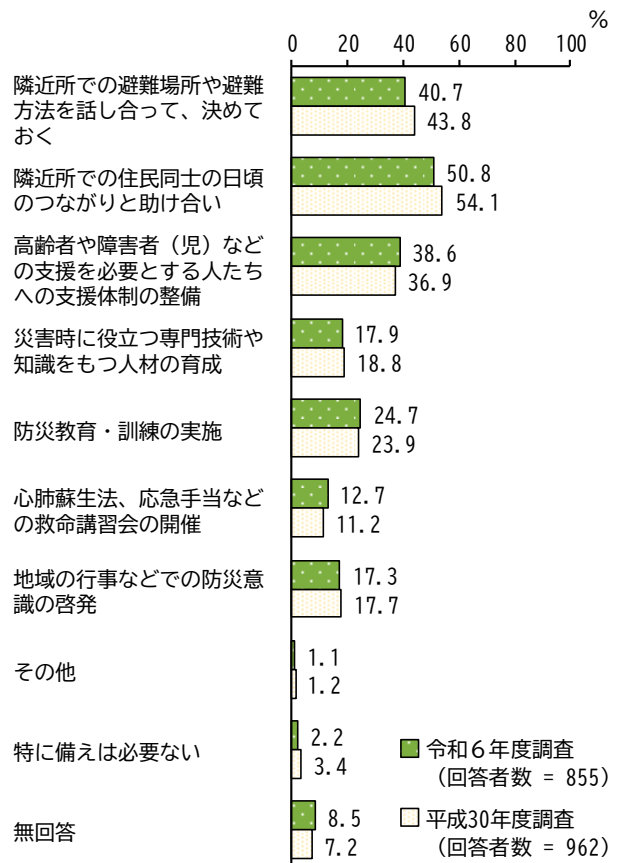
平成30年度調査と比較すると、登録を問わず名前も内容も知っている割合が減少し、「名前は聞いたことはあるが内容はわからない」の割合が増加しています。



(14) 大地震などの災害に備えて、地域でどのような備えが必要か

「隣近所での住民同士の日頃のつながりと助け合い」の割合が50.8%と最も高く、次いで「隣近所での避難場所や避難方法を話し合っ、決めておく」の割合が40.7%、「高齢者や障害者(児)などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備」の割合が38.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【年代別】

年代別にみると、30歳代で「災害時に役立つ専門技術や知識をもつ人材の育成」の割合が高くなっています。

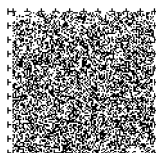
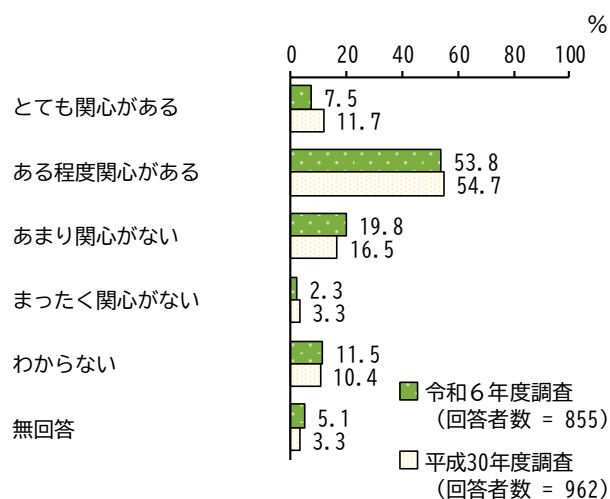
単位：％

区分	回答者数(件)	隣近所での避難場所や避難方法を話し合っ て、決めておく	隣近所での住民同士の口頃のつながりと助け合い	高齢者や障害者(児)などの支援を必要とする人々への支援体制の整備	災害時に役立つ専門技術や知識をもつ人材の育成	防災教育・訓練の実施	心肺蘇生法、応急手当などの救命講習会の開催	地域の行事などでの防災意識の啓発	その他	特に備えは必要ない	無回答
全体	855	40.7	50.8	38.6	17.9	24.7	12.7	17.3	1.1	2.2	8.5
10歳代・20歳代	51	47.1	45.1	33.3	21.6	27.5	23.5	19.6	3.9	2.0	3.9
30歳代	57	38.6	40.4	33.3	31.6	29.8	17.5	8.8	1.8	7.0	3.5
40歳代	98	41.8	49.0	30.6	16.3	24.5	12.2	16.3	2.0	1.0	6.1
50歳代	139	36.7	41.0	38.8	22.3	30.2	18.7	12.9	—	3.6	3.6
60歳代	210	42.4	53.8	40.5	15.2	24.3	9.0	22.4	1.4	1.4	7.6
70歳以上	290	40.0	56.9	41.4	14.8	21.0	9.7	17.6	0.3	1.7	14.1

(15) 福祉への関心

「とても関心がある」と「ある程度関心がある」をあわせた“関心がある”の割合が61.3%、「あまり関心がない」と「まったく関心がない」をあわせた“関心がない”の割合が22.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【年代別】

年代別にみると、60歳代、70歳以上で“関心がある”の割合が高くなっています。また、40歳代で“関心がない”の割合が高くなっています。

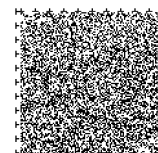
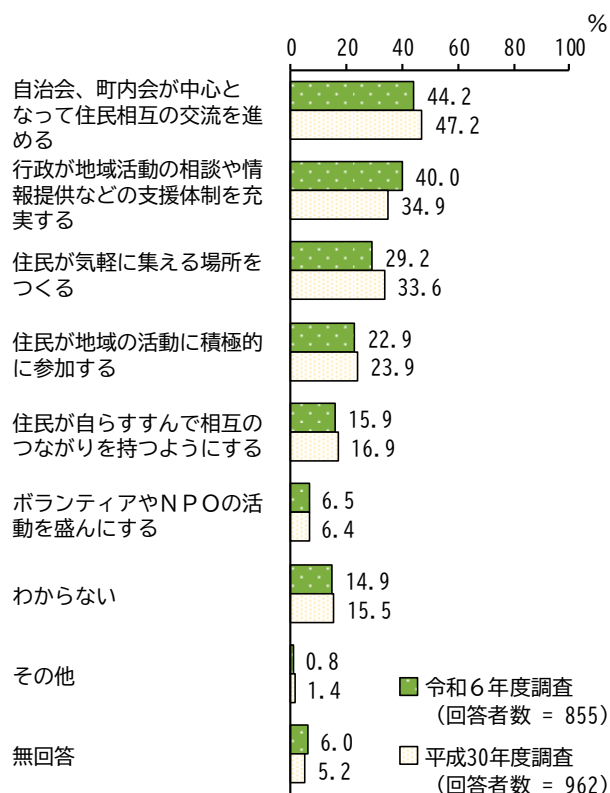
単位：％

区分	回答者数 (件)	とても 関心がある	ある程度 関心がある	あまり 関心がない	まったく 関心がない	わからない	無回答
全 体	855	7.5	53.8	19.8	2.3	11.5	5.1
10歳代・20歳代	51	9.8	45.1	23.5	—	19.6	2.0
30歳代	57	1.8	40.4	31.6	3.5	22.8	—
40歳代	98	2.0	38.8	38.8	5.1	13.3	2.0
50歳代	139	7.2	50.4	20.1	2.9	17.3	2.2
60歳代	210	5.7	61.9	18.6	1.4	7.6	4.8
70歳以上	290	11.4	59.7	10.0	2.1	7.6	9.3

(16) 地域の問題や課題に対して、住民が協力するために必要なこと

「自治会、町内会が中心となって住民相互の交流を進める」の割合が44.2%と最も高く、次いで「行政が地域活動の相談や情報提供などの支援体制を充実する」の割合が40.0%、「住民が気軽に集える場所をつくる」の割合が29.2%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「行政が地域活動の相談や情報提供などの支援体制を充実する」の割合が増加しています。

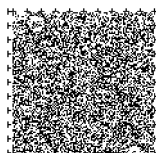


【年代別】

年代別にみると、10歳代・20歳代で「住民が自らすすんで相互のつながりを持つようにする」の割合が高くなっています。

単位：％

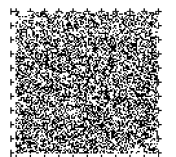
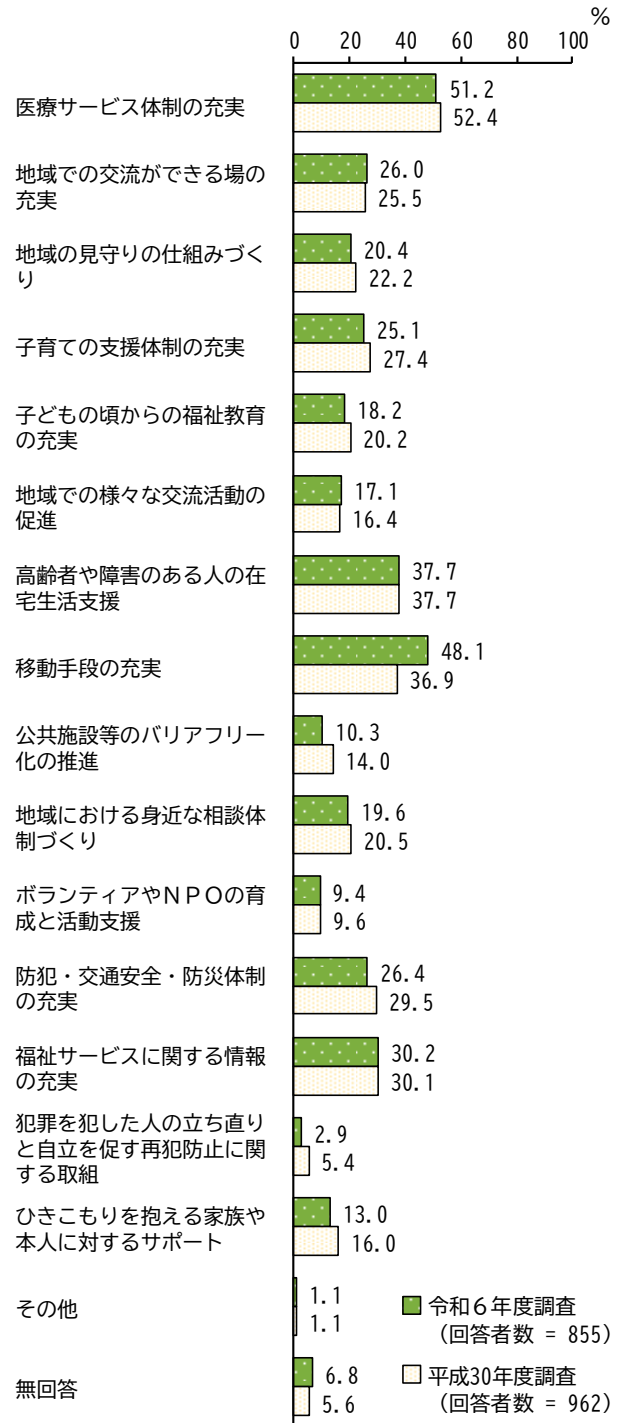
区分	回答者数(件)	自治会、町内会が中心となって住民相互の交流を進める	行政が地域活動の相談や情報提供などの支援体制を充実する	住民が気軽に集える場所をつくる	住民が地域の活動に積極的に参加する	住民が自らすすんで相互のつながりを持つようにする	ボランティアやNPOの活動を盛んにする	わからない	その他	無回答
全体	855	44.2	40.0	29.2	22.9	15.9	6.5	14.9	0.8	6.0
10歳代・20歳代	51	23.5	43.1	37.3	23.5	25.5	17.6	15.7	2.0	2.0
30歳代	57	33.3	47.4	26.3	21.1	17.5	8.8	22.8	3.5	—
40歳代	98	36.7	37.8	26.5	21.4	10.2	2.0	17.3	1.0	4.1
50歳代	139	33.1	41.0	21.6	18.7	13.7	9.4	23.7	—	2.2
60歳代	210	48.6	48.1	34.8	21.0	12.4	4.3	10.0	0.5	5.7
70歳以上	290	54.8	32.4	29.0	27.6	20.0	5.9	11.7	0.7	10.3



(17) 今後、地域福祉・施策を進めるために西脇市はどのような施策に取り組んでいくべきか

「医療サービス体制の充実」の割合が51.2%と最も高く、次いで「移動手段の充実」の割合が48.1%、「高齢者や障害のある人の在宅生活支援」の割合が37.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「移動手段の充実」の割合が増加しています。

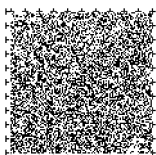
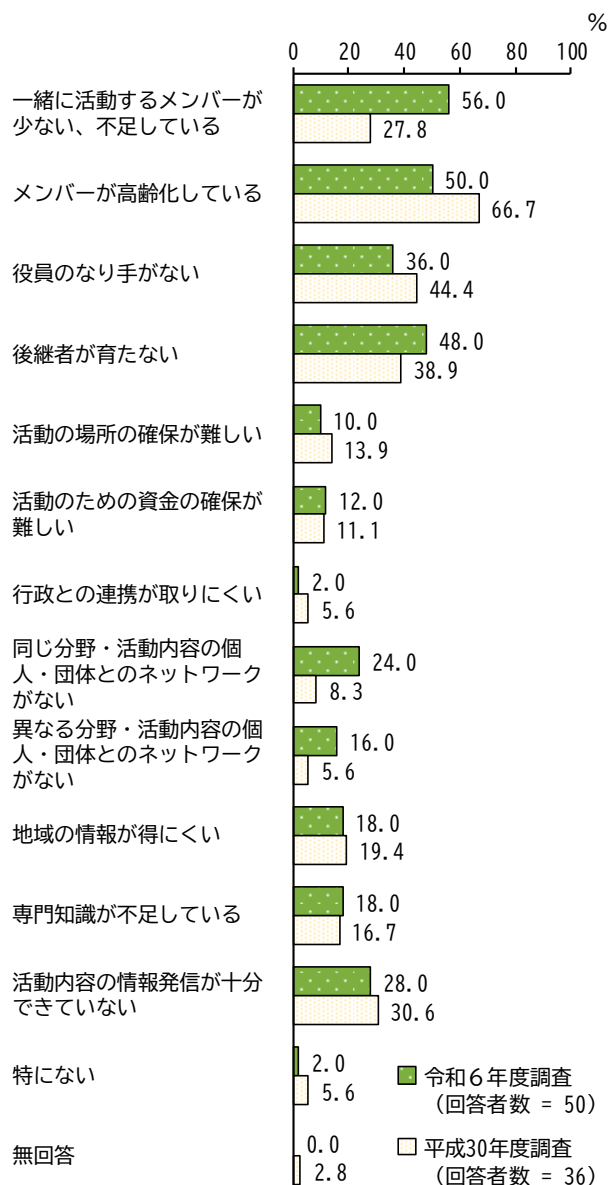


3 団体アンケート調査でみる現状

(1) 活動を行う上で、困っていること・課題

「一緒に活動するメンバーが少ない、不足している」の割合が56.0%と最も高く、次いで「メンバーが高齢化している」の割合が50.0%、「後継者が育たない」の割合が48.0%となっています。

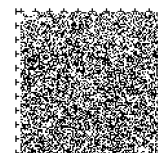
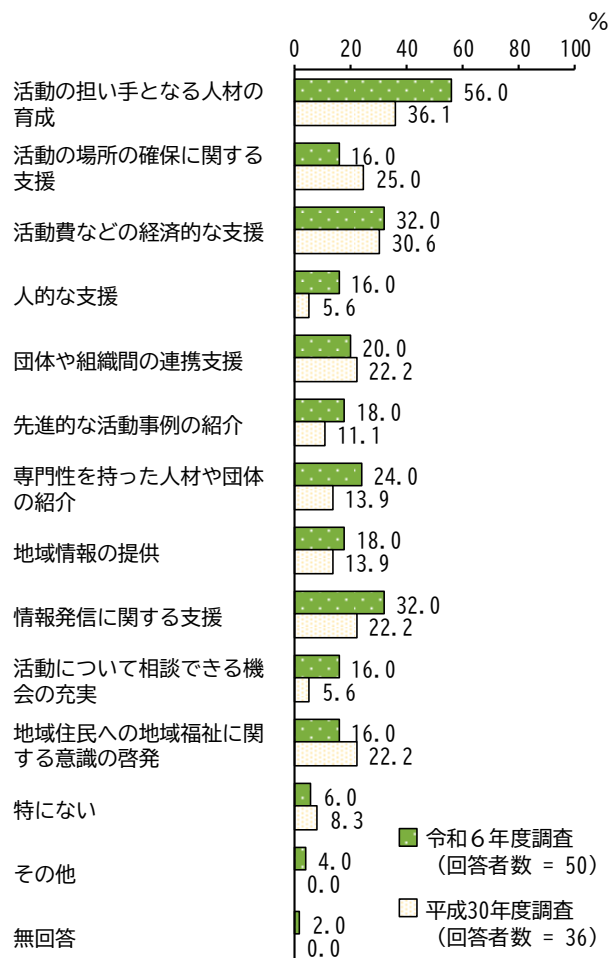
平成30年度調査と比較すると、「一緒に活動するメンバーが少ない、不足している」「後継者が育たない」「同じ分野・活動内容の個人・団体とのネットワークがない」「異なる分野・活動内容の個人・団体とのネットワークがない」の割合が増加しています。一方、「メンバーが高齢化している」「役員のなり手がいない」の割合が減少しています。



(2) 困っていること・課題の解決のために必要な行政の支援

「活動の担い手となる人材の育成」の割合が56.0%と最も高く、次いで「活動費などの経済的な支援」、「情報発信に関する支援」の割合が32.0%となっています。

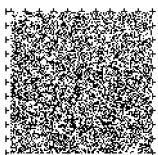
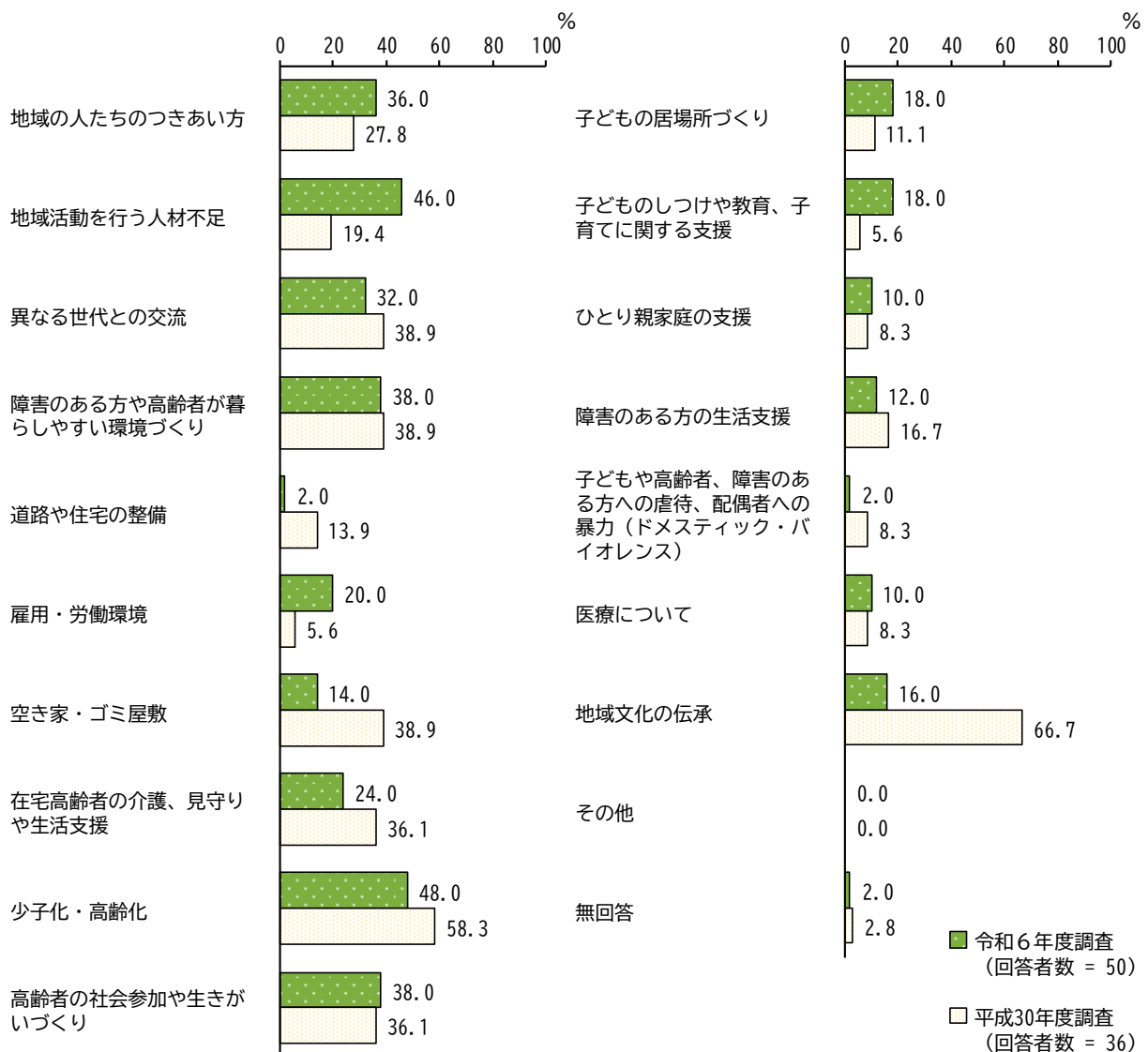
平成30年度調査と比較すると、「活動の担い手となる人材の育成」「人的な支援」「先進的な活動事例の紹介」「専門性を持った人材や団体の紹介」「情報発信に関する支援」「活動について相談できる機会の充実」の割合が増加しています。一方、「活動の場所の確保に関する支援」「地域住民への地域福祉に関する意識の啓発」の割合が減少しています。



(3) 活動を通じて考える、西脇市の地域特性や課題について

「少子化・高齢化」の割合が48.0%と最も高く、次いで「地域活動を行う人材不足」の割合が46.0%、「障害のある方や高齢者が暮らしやすい環境づくり」、「高齢者の社会参加や生きがいくづくり」の割合が38.0%となっています。

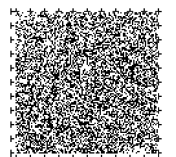
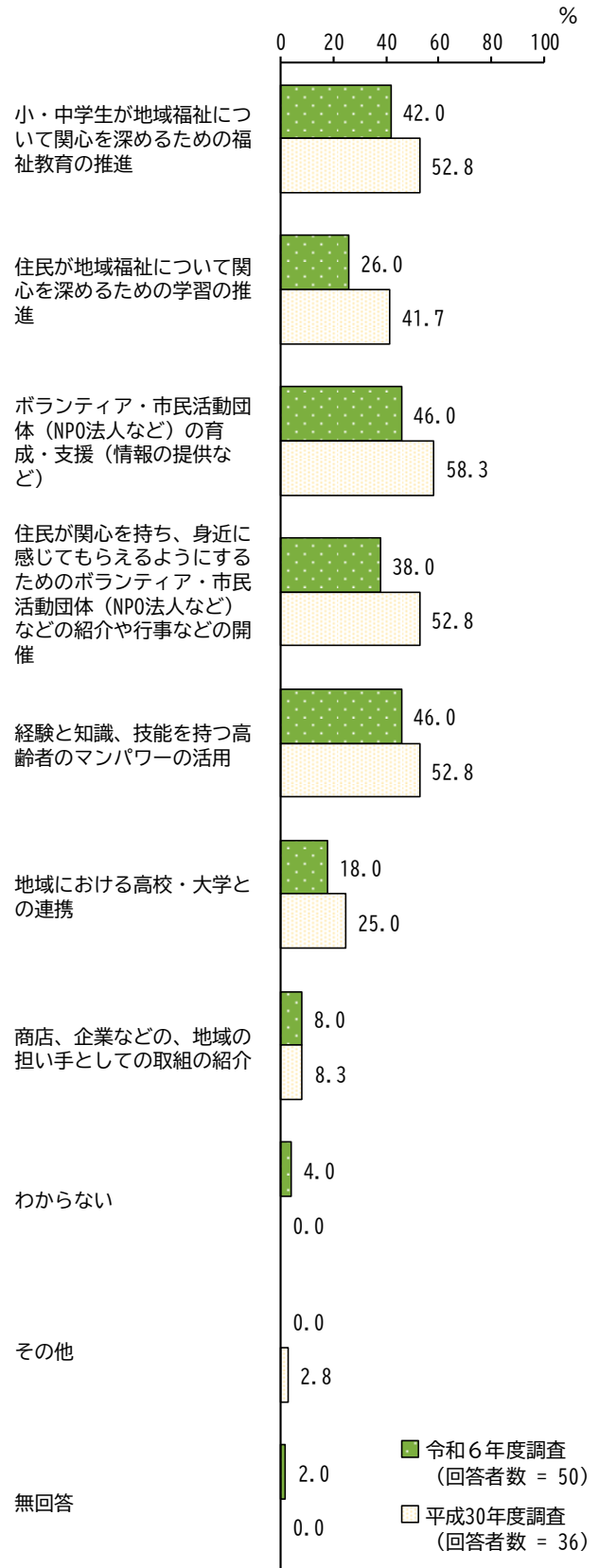
平成30年度調査と比較すると、「地域の人たちのつきあい方」「地域活動を行う人材不足」「雇用・労働環境」「子どもの居場所づくり」「子どものしつけや教育、子育てに関する支援」の割合が増加しています。一方、「異なる世代との交流」「道路や住宅の整備」「空き家・ゴミ屋敷」「在宅高齢者の介護、見守りや生活支援」「少子化・高齢化」「子どもや高齢者、障害のある方への虐待、配偶者への暴力（ドメスティック・バイオレンス）」「地域文化の伝承」の割合が減少しています。



(4) 課題に取り組むための担い手を増やすには、どのようにしたらよいか

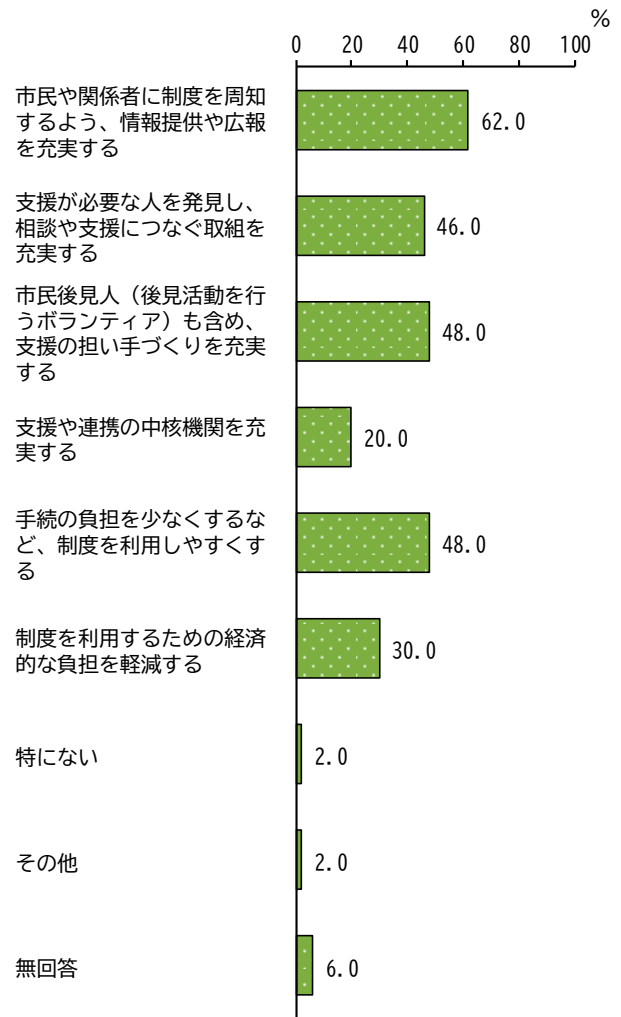
「ボランティア・市民活動団体（NPO法人など）の育成・支援（情報の提供など）」、「経験と知識、技能を持つ高齢者のマンパワーの活用」の割合が46.0%と最も高く、次いで「小・中学生が地域福祉について関心を深めるための福祉教育の推進」の割合が42.0%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「小・中学生が地域福祉について関心を深めるための福祉教育の推進」「住民が地域福祉について関心を深めるための学習の推進」「ボランティア・市民活動団体（NPO法人など）の育成・支援（情報の提供など）」「住民が関心をもち、身近に感じてもらえるようにするためのボランティア・市民活動団体（NPO法人など）などの紹介や行事などの開催」「経験と知識、技能を持つ高齢者のマンパワーの活用」「地域における高校・大学との連携」の「わからない」以外の割合が減少しています。

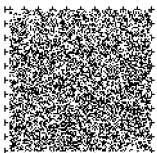


(5) 成年後見制度の利用が進むために必要だと思う取組

「市民や関係者に制度を周知するよう、情報提供や広報を充実する」の割合が62.0%と最も高く、次いで「市民後見人（後見活動を行うボランティア）も含め、支援の担い手づくりを充実する」、「手順の負担を少なくするなど、制度を利用しやすくする」の割合が48.0%となっています。



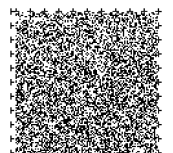
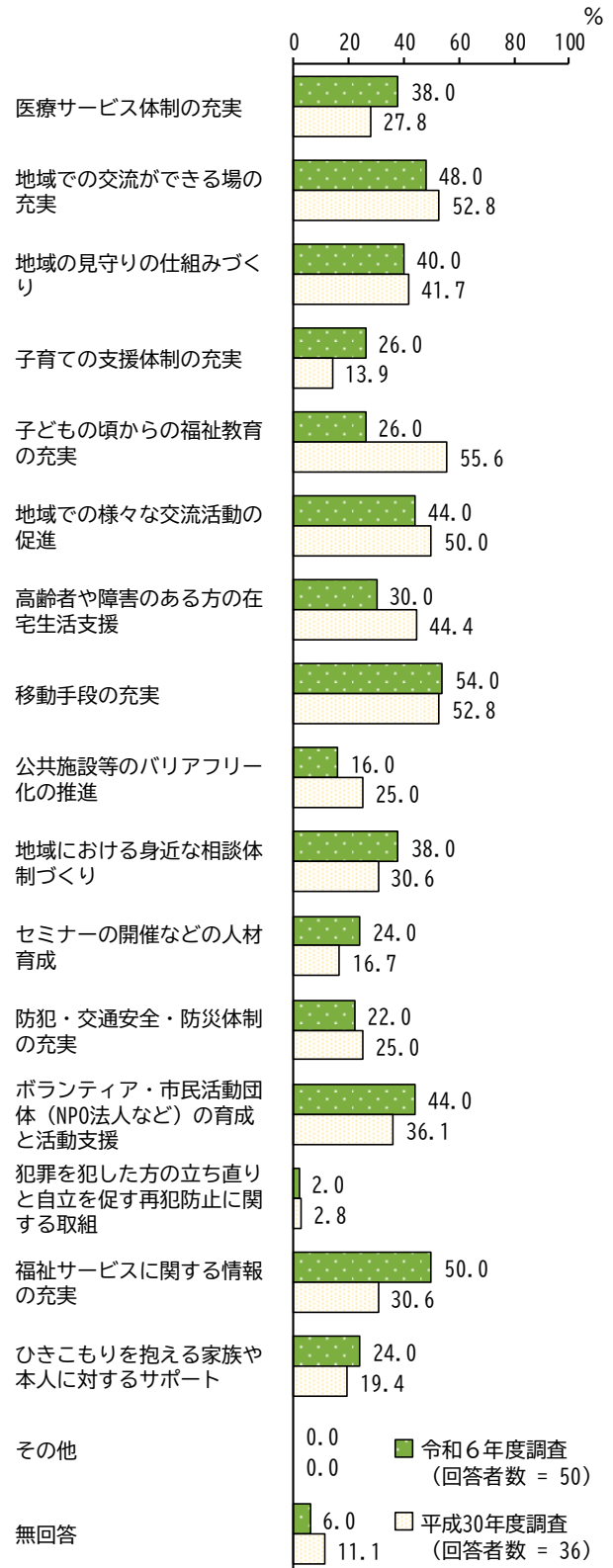
■ 令和6年度調査（回答者数=50）
※ 平成30年度調査なし



(6) 地域特性や課題に対して、行政が取り組むべきこと

「移動手段の充実」の割合が54.0%と最も高く、次いで「福祉サービスに関する情報の充実」の割合が50.0%、「地域での交流ができる場の充実」の割合が48.0%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「医療サービス体制の充実」「子育ての支援体制の充実」「地域における身近な相談体制づくり」「セミナーの開催などの人材育成」「ボランティア・市民活動団体（NPO法人など）の育成と活動支援」「福祉サービスに関する情報の充実」の割合が増加しています。一方、「子どもの頃からの福祉教育の充実」「地域での様々な交流活動の促進」「高齢者や障害のある方の在宅生活支援」「公共施設等のバリアフリー化の推進」の割合が減少しています。



4 団体ヒアリング調査でみる現状

(1) 民生委員・児童委員

地域福祉活動に関係の深い団体を対象としたアンケート調査の結果、56%が活動メンバー不足、50%がメンバーの高齢化を課題としていることから、特に注目すべき点として、男性高齢者の孤立化や、地域イベントへの参加率の低下が共有されました。

また、民生委員・児童委員の活動状況や、地域の課題解決に向けた連携の必要性について活発な意見交換が行われ、特にお祭りや地域の行事などを通じて若年層の関心を高め、参加を促進するために、地域イベントの活性化の重要性が議論されました。

(2) ボランティア団体

点字図書の活動や小学生への福祉教育、地域の高齢者支援などの各福祉活動についての状況から、視覚障害者支援では、ICT機器の普及によりICT機器を活用する人が増加し、点字図書の利用者が減少、高齢化している現状が共有されました。

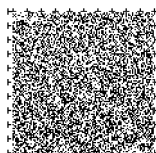
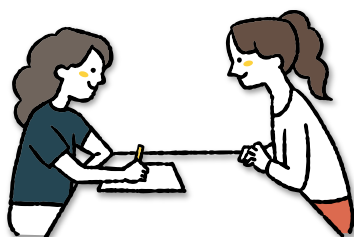
また、地域のつながりの希薄化や、高齢の親が50代のひきこもりの子の生活を支える8050問題の課題についても議論され、福祉サービスの向上と地域コミュニティの再構築の必要性が議論されました。

(3) 地域活動団体

地域福祉活動のうち、特に高齢者支援活動や人材確保、男性高齢者の地域参加促進などの課題について具体的な事例を交えて議論されました。

また、地域の伝統行事や若者との交流不足、都市型と田舎型の地域特性の違いについても議論され、特に注目すべき点として、地域の祭りにかかる多額の予算や、65歳以上の高齢者の活動参加率の低下など、具体的な数値を示しながら現状が共有されました。

ヒアリングの最後には、地域福祉計画の基本方針として「自分らしい生活」と「助け合い」の重要性が共有されました。



Ⅲ 第三次計画の取組状況と評価

第三次計画（令和2（2020）年度～令和7（2025）年度）では、基本理念「ほっこり いね・西脇市 ～みんなが安心・心つながるまちづくり～」の実現に向けて、3つの施策の基本方向を掲げ、地域福祉の推進を図ってきました。

第三次計画に掲げる基本方向の成果指標は次のとおりで「A：目標達成」「B：目標を達成していないが改善」「C：横ばい（改善率が+5ポイント～-5ポイント以内）」「D：悪化している」の4区分による評価を行いました。

基本方向1 地域力を高めるまちづくり

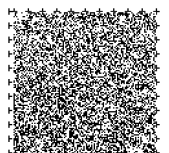
- 施策1 多様な交流とふれあいの推進
- 施策2 助け合い・支え合いの推進<重点>
- 施策3 人権意識・福祉意識の醸成

生活支援体制整備事業を実施する地区は5地区となっており、地域の支え合いの体制づくりを進めてきました。一方で、地域住民がともに支え合い、助け合って暮らしていると感じる市民の割合は減少しており、ふれあい交流事業やいきいきサロン等の活動を通じて交流を促進し、助け合い、支え合いをさらに進めていくことが重要です。

また、引き続き、福祉教育等により、幼少期から人権や福祉の心を育むことが大切です。

指標名 (基本方向)	基準値 (平成30年度)	令和6年度	目標値 (令和7年度)	評価
地域住民がともに支え合い、助け合っ て暮らしていると感じる市民の割合	56.2%	53.3%	62.0%	D

指標名 (施策)	基準値 (平成30年度)	令和6年度	目標値 (令和7年度)	評価
ふれあい交流事業実施回数	4回	3回	5回	D
いきいきサロン箇所数	61箇所	58箇所	70箇所	D
生活支援体制整備事業実施地区数	2地区	5地区	8地区	B
福祉教育延べ実施回数	124回	130回	140回	B



基本方向2 相談でき解決できる仕組みづくり

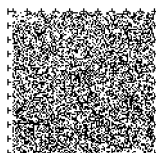
- 施策1 情報提供体制の充実
- 施策2 相談支援体制の充実<重点> (包括的な支援体制の構築)
- 施策3 サービス利用の仕組みづくり
- 施策4 権利擁護の推進<重点> 【西脇市成年後見制度利用促進基本計画】
- 施策5 生活に課題を抱えた人への支援体制の強化

福祉サービスの情報提供や相談窓口に関するニーズは引き続き高くなっており、支援を必要とする人が必要なサービスを受けられるよう、多様な媒体や機会を通じた情報提供の充実が求められます。また、重層的支援体制整備事業を開始しており、包括的な支援体制の強化を進めることが重要です。

指標名 (基本方向)	基準値 (平成30年度)	令和6年度	目標値 (令和7年度)	評価
福祉サービスを安心して利用するために「サービスの情報提供の充実や体制の整備」が必要と思う市民の割合	41.8%	43.0%	35.0%	D
福祉サービスを安心して利用するために「サービスを適切に選んで利用できるよう支援する相談窓口の充実」が必要と思う市民の割合	57.4%	61.9%	50.0%	D

指標名 (施策)	基準値 (平成30年度)	令和6年度	目標値 (令和7年度)	評価
相談相手・場所がないと回答する保護者の割合	4.3%	4.0%	3.5%	B
高齢者が安心して暮らすことができると感じる市民の割合	39.7%	36.5%	45.0%	D
障害のある人もない人も、互いに理解し、尊重し合っていると感じる市民の割合	36.0%	40.0%	40.0%	A
社会保障制度の手続・相談の窓口を知っている市民の割合	62.8%	61.9%	70.0%	D
福祉サービスの利用に関して、不満、心配を感じる市民の割合※	5.6%	5.7%	0.0%	C
成年後見支援センターの設置	0箇所	1箇所	1箇所	A
自立支援件数	38件 (H28)	30件	42件	D

※福祉サービス利用者



基本方向3 安心につながる環境づくり

施策1 防災・防犯のまちづくり<重点>

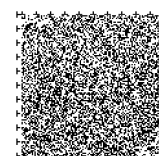
施策2 安心して住める環境づくり

道路や施設のバリアフリー化や高齢者等の社会活動への参画などに取り組むユニバーサル社会づくり推進地区を指定するなど、福祉のまちづくりを推進してきましたが、引き続き道路や施設が安全・快適に利用できるよう進めていくことが重要です。

全国的に自然災害の多発・激甚化がみられる中、見守りが必要な人がいる世帯を把握する市民は増加していますが、支援が必要な人が緊急時や災害時に孤立しないため日頃からの見守り体制の強化を図る必要があります。

指標名 (基本方向)	基準値 (平成30年度)	令和6年度	目標値 (令和7年度)	評価
隣近所で見守りが必要な人(高齢者・障害のある人等)がいる世帯を把握している市民の割合	39.9%	43.7%	45.0%	B

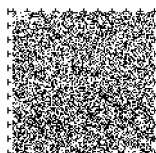
指標名 (施策)	基準値 (平成30年度)	令和6年度	目標値 (令和7年度)	評価
市内の道路は安全・快適に通行できると感じる市民の割合	52.0%	51.5%	55.0%	C
ユニバーサル社会づくり推進地区指定数	0件	1件	1件	A



第4次計画に向けて

市民アンケート調査、団体アンケート調査、団体ヒアリング調査、第三次計画の評価、社会情勢や課題に基づき、第三次計画から第4次計画に向けた視点を整理し、基本方向を設定しました。

次期計画に向けた主な課題	第4次計画	
	重要な視点	基本方向
<ul style="list-style-type: none"> 支援を必要とする人が必要な福祉サービスを受けられるよう、多様な媒体・機会を活用した情報提供が必要 複合化する課題に対し、分野を超えた包括的な支援体制の強化が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が気軽に相談できる環境の整備 わかりやすい情報発信とサービス利用環境の充実 地域課題や生活支援ニーズの把握 関係機関間の情報共有と連携強化 多機関協働による包括的な支援体制の推進 	1 相談でき解決できる仕組みづくり
<ul style="list-style-type: none"> 地域住民がともに支え合い、助け合って暮らしていると感じる市民の割合が減少 多様な交流を促進し、地域への関心を深め、助け合い・支え合いの更なる推進が必要 支援が必要な人が緊急時や災害時に孤立しないため日頃からの見守り体制の強化を図ることが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 防災・防犯体制や見守り活動の推進 地域における支え合いの仕組みの強化 世代や属性を超えた交流機会や居場所の創出 地域のつながり、支え合い、助け合いの意識の向上 	2 支え合い共に生きる地域づくり
<ul style="list-style-type: none"> 支援を必要とする人を支援する人材や担い手不足 幼少期からの人権意識や福祉の心を育む福祉教育を継続的に実施することが重要 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動への参加を促進するきっかけづくり 地域福祉活動を担う人材の育成と確保 子どもから大人までの福祉教育 人権や福祉への理解の促進、多様性を認め合う意識の醸成 	3 地域や福祉の人材づくり



I 計画の基本理念

本市では、第2次西脇市総合計画において、福祉分野の基本政策として「つながりによる安心とうるおいが実感できるまち」を掲げ、政策・施策を推進しています。

現在の社会保障制度では、高齢者や障害のある人への日常生活の支援、そして、子どもへの保育の提供など、各関連法で公的責務が定められ、それぞれのニーズに応じた支援が提供されています。しかしながら、急速な人口減少やライフスタイルの多様化、また核家族や単身世帯の増加などを背景に、様々な分野において課題が複雑かつ多様化しています。

これらの課題に対応するためには、地域住民が主体的に地域福祉活動に参画し、行政と地域活動団体、福祉活動団体、ボランティア団体、西脇市社会福祉協議会など関係団体や関係機関が連携し協力して包括的に取り組んでいく体制を構築することが重要です。

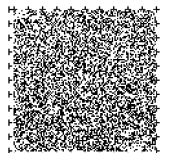
本計画では、第2次西脇市総合計画に示す本市の将来像や福祉分野の基本政策を踏まえるとともに、これまでの地域福祉の取組との連続性、整合性から、第三次計画の基本理念「ほっこり いいね・西脇市 ～みんなが安心・心つながるまちづくり～」を引き継ぐものとします。

この基本理念に基づき、本市に暮らす全ての人々が、お互いにやさしさと思いやりの気持ちを持って、つながり、助け合い・支え合いの輪を広げることで、誰一人取り残されない安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

【 基本理念 】

ほっこり いいね・西脇市
みんなが安心・心つながるまちづくり

～誰一人取り残されない 支え合うまちへ～



Ⅱ 計画の基本方向

基本方向1 相談でき解決できる仕組みづくり

地域住民が抱える生活上の困りごとや不安を身近な場所で気軽に相談でき、適切な支援につながるよう、わかりやすい情報発信とサービス利用環境の充実に努めます。

また、生活上の複合的な課題を解決するため、相談を受け止め、地域課題や生活支援ニーズを把握するとともに、関係機関との情報共有や専門機関相互の連携によるネットワークの強化など、市全体で多機関が協働する包括的な支援を行うことができる体制づくりを推進します。

基本方向2 支え合い共に生きる地域づくり

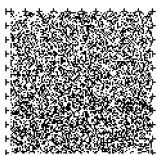
高齢者単身世帯等の増加や地域コミュニティの希薄化が進行する中で、行政、関係機関、団体等が協働し、防災・防犯体制や見守り活動の推進など、地域における支え合いの仕組みを強化することで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

また、地域住民が世代や属性を超えて交流し、ふれあう機会や居場所などを創出することで、地域のつながりを深め、日頃からお互いに支え合い、助け合う市民意識の向上を図ります。

基本方向3 地域や福祉の人材づくり

地域住民が気軽にボランティア活動を行える環境づくりや新たな参加を促進するためのきっかけづくりを進め、地域福祉活動を担う人材の育成を図るとともに、地域活動団体をはじめとした事業者、関係機関等による人材確保の支援に努めます。

また、安心して暮らせる地域社会の実現に向け、次代の社会を担う子どもから大人まで生涯にわたり人権や福祉について理解を深める学習機会の充実に努め、多様性を認め、全ての人が尊重される人権・福祉意識を育んでいきます。



Ⅲ 重点施策

本計画に掲げる施策のうち、本市を取り巻く地域福祉の現状や社会環境の変化、法律や社会保障制度の動向等を踏まえ、次の4項目を重点的に取り組む施策とします。

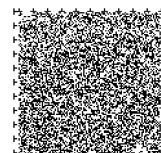
4つの重点施策

包括的な支援体制の強化（基本方向1）
【西脇市重層的支援体制整備事業実施計画】

助け合い・支え合いの推進（基本方向2）

防災・防犯のまちづくり（基本方向2）

地域福祉を支える人材づくり（基本方向3）



IV 政策指標・成果指標

上位計画である総合計画を踏まえて政策指標を設定するとともに、より具体的な取組状況を示す成果指標を設定し、進捗管理・検証を行います。また、本計画に位置付けている「重層的支援体制整備事業実施計画」及び「成年後見制度利用促進基本計画」については、国の策定ガイドラインに基づき、各計画の成果指標を設定しました（第4章に再掲）。

政策指標

指標名	基準値 令和6年度 (2024)	目標値 令和13年度 (2031)
地域住民がともに支え合い、助け合って暮らしていると感じる市民の割合	53.3%	53.3%

成果指標

指標名	基準値 令和6年度 (2024)	目標値 令和13年度 (2031)
社会福祉協議会登録ボランティア団体数	50 団体	55 団体
通いの場への参加率 (高齢者の通いの場において、週1回以上通っている人の参加率)	5.6%	6.0%
各サポーター養成講座受講者数 (生活支援、介護予防、認知症、権利擁護、子育てボランティア)	157 人	175 人

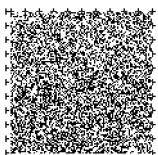
【 重層的支援体制整備事業実施計画 成果指標 】

指標名	現状値 令和7年度 (2025)	目標値 令和13年度 (2031)
重層的支援会議及び支援会議の開催件数	10 件	20 件
社会参加につながった件数	1 件	5 件

※令和7年度現状値は、見込みとする。

【 成年後見制度利用促進基本計画 成果指標 】

指標名	現状値 令和6年度 (2024)	目標値 令和13年度 (2031)
成年後見支援センターの相談人数（延べ）	76 人	100 人
市民向け研修会の開催回数	1 回	1 回

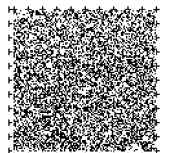
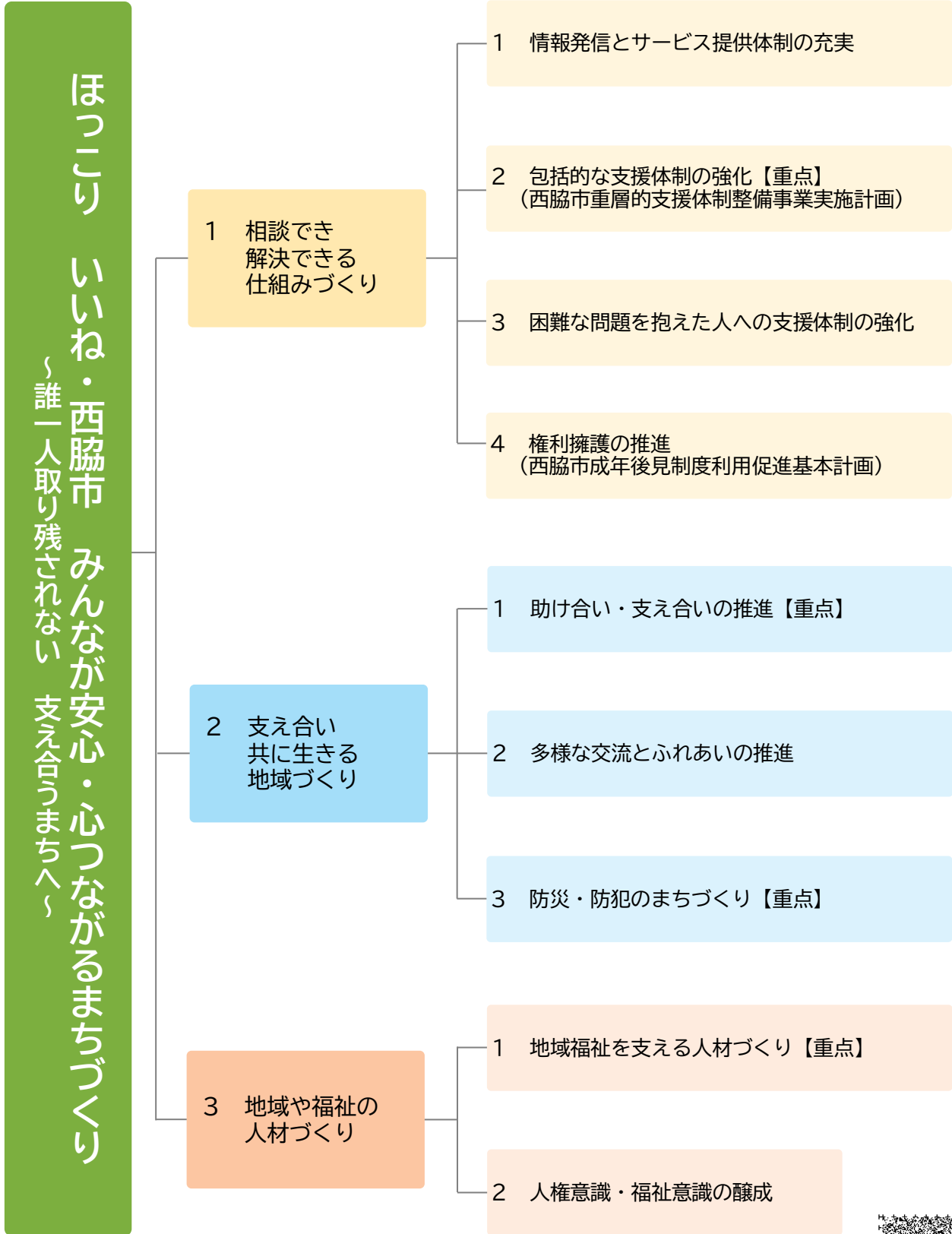


V 計画の体系

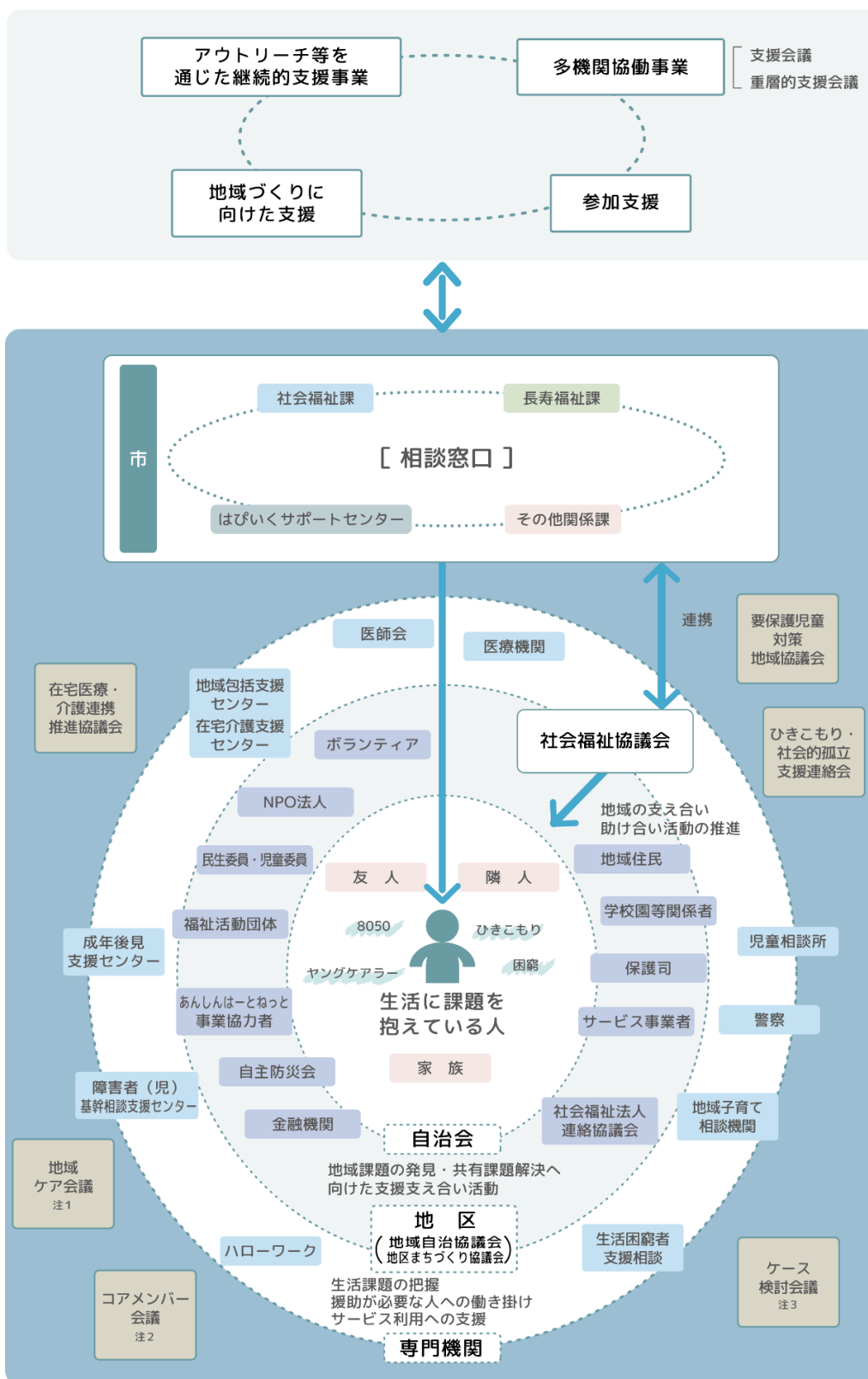
[基本理念]

[基本方向]

[施策]



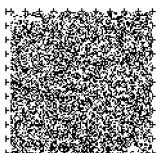
包括的な支援体制のイメージ



注1：市の担当部署と関係機関が、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう地域課題を話し合う会議

注2：市の担当部署と関係機関が、虐待の事実有無や緊急性の判断、初期の対応方針を決定する会議

注3：市の担当部署と関係機関が、個別の事例（ケース）について情報を共有し、より適切な支援方針を立てるための会議



基本方向1 相談でき解決できる仕組みづくり

施策1 情報発信とサービス提供体制の充実

【現状と課題】

本市では、支援が必要な方に福祉サービス等の情報が適切に行き渡るよう、多様な機会や媒体を用いて、福祉制度やサービスに関する必要な情報を積極的に発信するとともに、各福祉分野の相談窓口の設置など、相談しやすい体制づくりに努めてきました。

しかしながら、市民アンケートの調査結果では、福祉サービスを安心して利用するために必要なこととして、「相談窓口の充実（61.9%）」や「サービスの情報提供の充実や体制の整備（43.0%）」、「サービスの質の向上（24.1%）」が上位を占めており、引き続き市民ニーズが高くなっています。

このため、わかりやすい情報発信や気軽に相談できる体制を整備するとともに、各分野における福祉サービスの質の向上を図ることで、安心してサービスを利用できる環境を整えていくことが必要です。

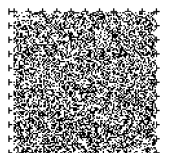
【今後の方向性】

- 広報紙、ホームページやSNS、意思疎通支援機器を含む情報技術など様々な媒体を用いて、年代やニーズに応じた情報発信の充実を図ります。
- 行政をはじめ、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センターなど関係機関が連携し、情報発信の充実を図ります。
- ケアプラン点検や事業所への指導監査等の実施と関係機関との連携を通じてサービスの質の向上を図り、良質なサービス提供体制の充実に努めます。

【行政が取り組むこと】

(1) 情報発信の充実

取組	内容	主な事業
情報発信の充実	○パンフレット等を用いた各種制度やサービス内容の情報発信	・高齢者べんり帳、障害福祉のしおり、子育て支援ガイドブックの作成・配布 ・子育て応援アプリでの情報発信



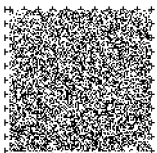
取組	内容	主な事業
情報発信の充実	○多様な媒体を用いた情報発信	・広報紙やホームページでの情報発信
	○行事や研修会など様々な機会を捉えた情報発信	・相談窓口や各事業所のパンフレット等の配布
	○市役所窓口や相談支援機関等による利用手続等への支援 ○オンライン手続やLINE相談等の活用	・民生委員・児童委員による支援 ・相談支援機関等による支援
情報入手に困難さを抱える人に配慮した情報発信	○視覚や聴覚に障害がある人への配慮 ○情報のバリアフリー化(情報アクセシビリティ)に配慮した情報発信	・声の広報活動支援事業 ・ホームページ音声読み上げソフトの活用 ・点訳による情報の発信 ・手話通訳者等派遣事業 ・情報通信機器活用による情報発信
	○広報資料作成・発行時の文字の大きさ、文章表現、レイアウト、配色等の配慮	・ユニバーサルフォントの活用
	○外国語による情報発信	・ホームページ多言語翻訳機能、やさしい日本語の活用

(2) サービス提供体制の充実

取組	内容	主な事業
安定したサービス提供体制の確保	○高齢者安心プラン、障害者基本計画・障害福祉計画(障害児福祉計画)、こども計画等に基づく福祉サービス等の提供	・各計画に基づく各種事業
	○西脇市多可郡医師会と連携した医療従事者と介護従事者をはじめとした多職種協働による在宅医療の推進	・在宅医療・介護連携推進事業
サービス提供の適正化と質の向上	○福祉サービスの情報開示と第三者評価等の促進	・介護給付費等費用適正化事業 ・ケアプラン点検の実施 ・事業者に対する第三者評価の周知
	○福祉サービス事業所に対する運営指導 ○県との合同監査、実地指導	・福祉サービス事業所への指導監査の実施

【 地域みなさんに期待すること 】

- 必要なサービスを主体的に選択するため、日頃から保健・福祉・医療の制度やサービスについて、分野別パンフレットや広報紙、ホームページ、SNS等を活用し情報収集する。
- 必要な情報が得られないときは、関係機関や行政に積極的に相談する。



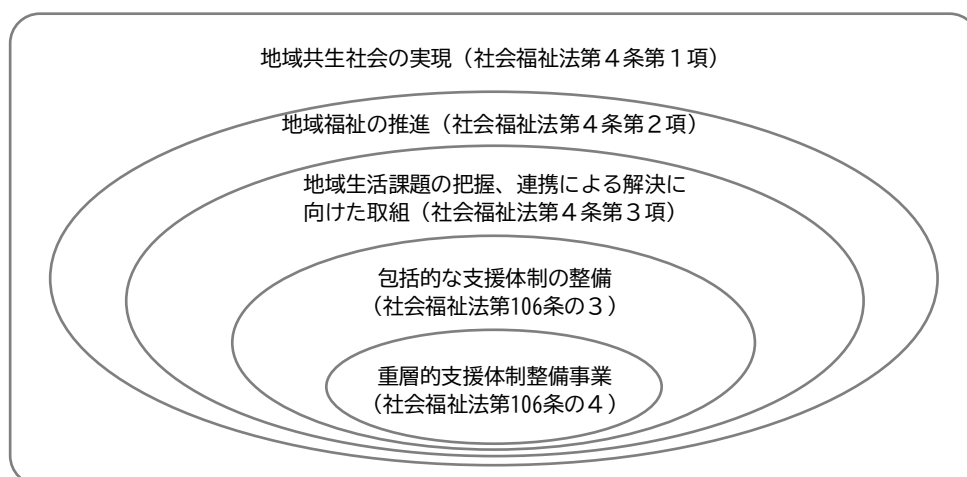
施策2 包括的な支援体制の強化【重点】

■ 西脇市重層的支援体制整備事業実施計画 ■

【計画の背景】

近年、家族のつながりや地域コミュニティが希薄化する中、本市においても、地域福祉の課題は複雑化・複合化しており、高齢の親が50代のひきこもりの子の生活を支える8050問題や、介護と育児を同時に抱えるダブルケア問題等の複合的な課題や既存の支援制度では対応の難しい「制度の狭間」の問題も増えています。また、頻発化する自然災害を背景に、住民同士の支え合いの重要性が再認識されています。

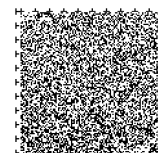
こうした中、令和3（2021）年4月施行の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法」において、複合化した課題を抱える方に対する支援や「制度の狭間」問題など、既存の制度による解決が困難な課題に対応するため「地域共生社会」の理念が示されました。また、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が、令和3（2021）年4月1日から始まりしました。



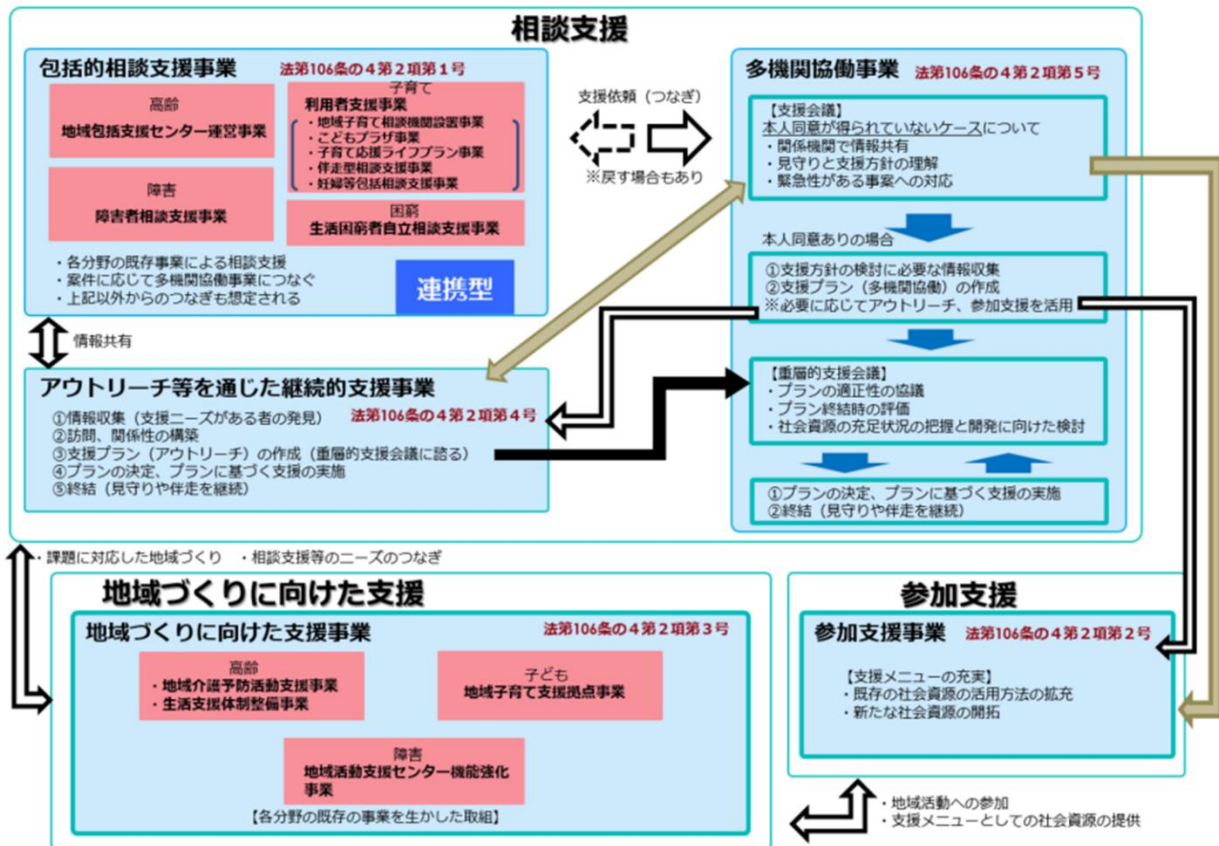
本市においては、令和4（2022）年4月から重層的支援体制移行準備事業に取り組み、令和7（2025）年3月には、社会福祉法第106条の5に規定する重層的支援体制整備事業を実施するために必要な事業の提供体制などを定める「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、事業実施の理念や目指すべき方向性を明確にするとともに、一層の体制強化を図ってきたところです。しかしながら、同計画の終期が令和7（2025）年度末に到来することに加えて、地域福祉の充実と重層的支援体制の整備が密接に関連し、一体的に取り組むことがより効果的であることから、この度、西脇市地域福祉計画と西脇市重層的支援体制整備事業実施計画を一体的に策定しました。

【今後の方向性】

本市では、行政、社会福祉協議会を中心に、地域住民や関係機関が一体となって「重層的支援体制整備事業」に取り組みます。また、持続可能な地域福祉の実現を目指し、地域の力を最大限に活用した「地域共生社会」の構築を進めます。本計画はSDGs（持続可能な開発目標）の理念にも基づき、誰一人取り残さない支援体制を実現します。



【 西脇市の重層的支援体制整備事業 イメージ図 】



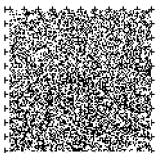
【 行政が取り組むこと 】

(1) 包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）

既存の窓口において、世代や属性を問わず、相談を包括的に受け止め、適切な部署へつなぐなど、切れ目のない支援を行います。また、複雑化・複合化した課題については、多機関協働事業につなぎます。

実施事業（分野）	運営形態	所管課	設置箇所数（令和7年度）
地域包括支援センター運営事業（高齢）	委託	長寿福祉課	7か所
障害者相談支援事業（障害）	委託	社会福祉課	1か所
利用者支援事業（子ども）	直営 委託	はぴいくサポートセンター	13か所
生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮）	直営	社会福祉課	1か所

※基本型で実施します。



(2) 参加支援事業 (社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号)

既存の制度では、対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、狭間のニーズを抱える当事者に対して、ニーズを踏まえたマッチングを行うなど、社会とのつながりづくりを支援します。

実施事業	運営形態	所管課	実施内容
参加支援事業	委託	社会福祉課	ひきこもりなど、社会とのつながりが薄く狭間のニーズを抱える人と社会資源とのつながりを作り、利用者ニーズを踏まえた丁寧なマッチングや支援メニューづくりを行います。また、本人と社会とのつながりが継続するように、本人や受け入れ先への支援も行います。

(3) 地域づくりに向けた支援事業 (社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号)

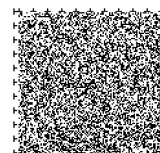
住民同士・地域の多様な社会資源のつながりを育み、緩やかな見守りや支え合いが生まれるよう、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の創出等の地域づくりを支援します。

実施事業 (分野)	運営 形態	所管課	設置箇所数 (令和 7 年度)	実施内容
地域介護予防活動 支援事業 (高齢)	委託	健幸都市 推進課	70 か所	地域住民の主体的かつ継続的な介護予防の取組に向けた健康教育や健康相談、体操指導、活動支援を行います。
		長寿福祉課	1 か所	生活支援サポーターの育成、派遣調整やサポーターの活動支援を行います。
生活支援体制整備 事業 (高齢)	委託	長寿福祉課	5 か所	生活支援コーディネーター (2 人) による高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制を整備します。
地域活動支援セン ター機能強化事業 (障害)	委託	社会福祉課	2 か所	社会自立促進や生産活動の機会の提供等を行います。
地域子育て支援拠点 事業 (子ども)	直営	はびいく サポート センター	4 か所	児童館等で地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施します。 ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・子育てに関する相談・援助の実施 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号)

分野がまたがる複雑化・複合化した課題を抱えていることにより、必要な支援が届いていない人を積極的に把握するとともに、本人やその家族に対して働き掛けを行い、信頼関係を構築しながら必要な支援につなぎます。

また、関係機関との連携を通じて、潜在的な相談者を見つけます。



実施事業	運営形態	所管課	実施内容
アウトリーチ事業	直営	社会福祉課 長寿福祉課 はびいく サポート センター	関係機関、民生委員・児童委員や地域とのつながりを通じて、潜在的ニーズを抱える対象者の早期把握に努めます。また、本人や家族との信頼関係の構築に力を置き、支援が届いていない人に、必要な支援を届けます。
ひきこもりの居場所づくり事業	委託	社会福祉課	自宅以外でゆつくりと過ごせる居場所の提供を行い、社会参加を段階的に支援します。
家族学習会事業	直営	社会福祉課	家族が本人との関わり方を学ぶ家族学習会 CRAFT（クラフト）を開催します（毎月1回開催）。

（5）多機関協働事業（社会福祉法第106条の4第2項第5号）

市全体の包括的な支援体制を構築するとともに、複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の支援関係機関の調整役を担い、事業に関わる支援者の連携を進めます。

実施事業	運営形態	所管課	実施内容
多機関協働事業	直営	長寿福祉課	市全体の包括的な支援体制を構築するとともに支援関係機関の役割分担を図ります。
重層的支援会議	直営	長寿福祉課	重層的支援体制整備事業の中で規定される会議で、関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、次に掲げる事項に関して協議等を行います。 ア 支援に関するプランの協議 イ プランの適切性の協議 ウ プラン終結時等の評価 エ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
支援会議	直営	長寿福祉課	社会福祉法第106条の6に規定される守秘義務を課された会議で、本人の同意がない場合に次に掲げる事項を実施することで、潜在的な相談者に支援を届けます。 ア 気になる事案の情報提供・情報共有 イ 見守りと支援方針の理解 ウ 緊急性がある事案への対応

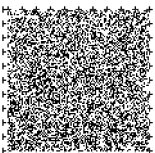
【 地域のみなさんに期待すること 】

- 悩んでいる人や孤立している人を見つけたら、相談機関等につなぐ。

【 重層的支援体制整備事業実施計画 成果指標 】

指標名	現状値 令和7年度 (2025)	目標値 令和13年度 (2031)
重層的支援会議及び支援会議の開催件数	10件	20件
社会参加につながった件数	1件	5件

※令和7年度現状値は、見込みとする。



施策3 困難な問題を抱えた人への支援体制の強化

【現状と課題】

本市では、関係機関と連携した見守り体制を構築し、虐待などを見逃さない地域づくりや、各分野の相談窓口の設置など、虐待・暴力の防止に向けた取組を進めてきました。

虐待は重大な人権侵害であり、虐待を受けている人を早期に発見し、問題解決につなげていく必要があります。

また、地域の中には、「制度の狭間」にいる人等が存在しており、生活に課題を抱えている人が孤立しないよう、日頃の見守り活動の中からその人を把握するとともに、本人の抱える課題やニーズを受け止め、多様な支援策を検討する必要があります。

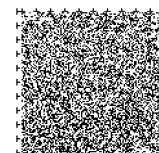
【今後の方向性】

- 全ての子ども、高齢者、障害のある人が安心して生活できるよう、警察や医療機関などの専門機関が連携を深め、虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めます。
- 相談窓口の連携や関係機関との分野横断的な情報共有を強化し、様々な生活課題を抱えた人の早期発見・早期支援に努めるとともに、生活課題の解決に向けて、本人の状況に応じた支援を行います。
- 過ちを犯した人の立ち直りについての理解を促進し、社会的な自立支援を行います。

【行政が取り組むこと】

(1) 虐待防止への支援体制の充実

取組	内容	主な事業
虐待防止体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の設置 ○関係機関との連携 ○早期発見・支援 ○分野別計画に基づく属性に応じた支援（子ども・高齢者・障害者） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター運営事業 ・基幹相談支援センター運営事業 ・コアメンバー会議の開催 ・専門職（弁護士・社会福祉士）チーム派遣による助言 ・要保護児童対策地域協議会による連携の強化 ・こども家庭センターの体制強化
虐待をなくす地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待防止啓発 ○講演会や研修会などの啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・オレンジリボン運動の実施
事業所における虐待防止措置の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス事業所における利用者への虐待防止の体制強化 ○サービス事業所等の虐待通報義務の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所等の虐待防止啓発研修

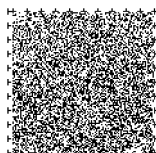


(2) 個々の状況に応じた支援

取組	内容	主な事業
生活困窮者への支援	○課題の解決に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業 ・住宅確保給付金の給付 ・就労準備支援事業 ・家計改善支援事業 ・居住支援事業
ひとり親家庭への支援	○就業支援・経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親相談支援事業 ・児童扶養手当の支給 ・養育費確保支援事業 ・自立支援教育訓練給付金事業 ・高等職業訓練促進給付金事業
配偶者やパートナーからのDV被害者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○早期発見・安全の確保 ○自立に向けた支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力相談支援センターの運営 ・DV相談支援事業
ヤングケアラーへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○社会的認知度向上のための広報啓発 ○早期把握・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知 ・関係機関と連携した教育相談の実施 ・家庭支援事業
困難な問題を抱える女性への支援	○課題の解決に向けた支援	・女性相談支援事業
再犯防止・社会復帰への支援	○犯罪被害者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業 ・支援金の支給
	○犯罪や非行からの立ち直り等更生保護への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・社会を明るくする運動の推進 ・更生保護サポートセンターの支援

【 地域みなさんに期待すること 】

- 虐待かもしれないと気付いたら、ためらわずに通報する。



施策4 権利擁護の推進

■ 西脇市成年後見制度利用促進基本計画 ■

【 計画の背景・目的 】

国では、平成28（2016）年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」が施行され、第2期後見制度利用促進基本計画（計画期間：令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）において、「地域共生社会」の実現に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実など、成年後見制度利用促進の取組をさらに進めることとしています。

そのような中で、令和6（2024）年2月、法制審議会に対し成年後見制度の見直しについて諮問され、法定後見の開始の要件及び効果等、法定後見の終了等の課題に対する制度の見直しについて審議されているところです。

本市においても、その人らしい生活を継続できるよう成年後見制度の適切な利用の促進は、地域共生社会の実現を図る上でも不可欠であることから、西脇市地域福祉計画と西脇市成年後見利用促進基本計画を一体的に策定しました。

【 成年後見制度の趣旨 】

成年後見制度とは、認知症高齢者や障害のある人など、自分で判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金などの財産管理や、身の回りの介助のための介護サービス又は施設への入所などに関する契約を結ぶ必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。

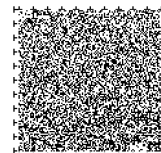
また、自分に不利益であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害に遭うおそれもあります。このような判断能力が十分でない人を成年後見人等が保護し、本人に代わって財産管理や契約行為などの支援を行います。

【 現状と課題 】

後期高齢者の増加に伴い、今後も、サービスの利用援助や財産管理、日常生活上の援助など権利擁護に関する支援や相談が増加していくことが予想されます。

成年後見制度は、こうした人々の権利と利益を守る上で重要なものであり、本市においては、令和6（2024）年4月に「西脇市成年後見支援センター」を開設し、制度の更なる啓発及び円滑な利用に向けた支援の充実を図りました。

しかしながら、令和12（2030）年には高齢者の7人に1人が認知症有病者になると推計され、判断能力が十分でない方に対する財産管理や身上保護などの支援に対するニーズがさらに高まると見込まれることから、成年後見制度の更なる普及や相談・支援体制の充実、市民後見人等の支援の担い手づくりなどが課題となります。



【 今後の方向性 】

- 権利侵害からの保護、生活上の基本的ニーズの充足だけでなく、本人らしい生活等ができるよう、本人の意思決定を最優先に尊重するための意思決定支援の重要性を周知するとともに、財産管理や身上保護を中心とした成年後見制度の運用を支援します。
- 成年後見支援センターを核とした地域連携ネットワークを構築し、権利擁護支援・制度利用促進機能の強化を図ります。
- 認知症や障害特性を理解した上で支援を行える担い手の育成に努めます。
- 成年後見制度の周知・普及を図り、制度の利用促進を図るとともに、相談窓口の運営、関係機関等との連携により、支援が必要な人の早期把握と早期支援に努めます。
- 後見人の不正事案が生じたりすることがないように、地域連携ネットワーク等によるチーム体制での支援を進めていきます。

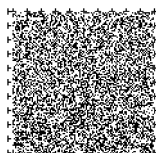
【 行政が取り組むこと 】

(1) 利用者に寄り添った制度の運用

取組	内容
意思決定支援の周知	○意思決定支援の啓発 「本人の意思決定を最優先する」ことの周知・啓発
制度の運用	○日常生活自立支援事業 福祉サービスの利用手続や金銭管理の援助等の支援
	○成年後見制度利用支援事業 市長による成年後見の申立て 申立て費用及び後見人への報酬費用の助成
	○終活サービス導入の検討

(2) 地域連携ネットワークの推進と担い手育成

取組	内容
地域連携ネットワークの推進	○地域の社会資源のネットワーク化 行政、司法、関係機関等が一体的に連携・協力し、支援を行う地域連携ネットワークの推進
	○成年後見支援センターの運営
担い手の育成	○市民後見人等の養成講座の開催 権利擁護サポーターの養成 市民後見人の養成 ○法人後見の検討



(3) 制度の周知・啓発及び安心して利用できる環境整備

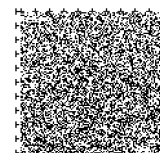
取組	内容
周知・啓発	○権利擁護に関する情報発信 市広報紙や社協だより等の多様な広報媒体等を活用した情報発信
	○権利擁護に関する意識啓発 地域住民や専門職等を対象とした講演会や研修会の実施
早期把握・早期支援	○専門相談窓口の運営 成年後見支援センターの運営
チーム体制による支援	○後見人、サービス提供事業者、福祉専門職、民生委員・児童委員等で構成されたチーム体制による支援

【 地域のみなさんに期待すること 】

- 本人の意思を尊重し、成年後見支援制度についての知識を深める。
- 制度の利用が必要な人を把握したときは、西脇市成年後見支援センターや関係機関に相談する。

【 成年後見制度利用促進基本計画 成果指標 】

指標名	現状値 令和6年度 (2024)	目標値 令和13年度 (2031)
成年後見支援センターの相談人数（延べ）	76人	100人
市民向け研修会の開催回数	1回	1回



基本方向2 支え合い共に生きる地域づくり

施策1 助け合い・支え合いの推進【重点】

【現状と課題】

団体アンケートの調査結果では、活動を行う上で、困っていること・課題について、「個人・団体とのネットワークがない」の割合が増加しています。また、団体が困っていること・課題の解決のために、必要な行政の支援について、「活動費などの経済的な支援」、「情報発信に関する支援」の割合が増加しています。

地域における助け合い・支え合いの取組が、将来にわたって持続的に行われるよう地域福祉に関する啓発や情報発信なども含め、関心を高めていくとともに、助け合いながら暮らすことができるような環境づくりが求められています。

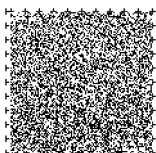
【今後の方向性】

- 地域の活動者間の情報共有や専門機関相互の連携を図り、ネットワーク化を推進し、助け合い・支え合いの仕組みづくりにつなげます。
- 暮らしを支える組織・団体の立上げ・運営に係る支援を行うとともに、活動内容を周知・発信し、市民活動の活性化を図ります。
- ボランティア団体への活動支援や参加者・市民の交流の場を確保し、参加促進と活動の活性化を図ります。

【行政が取り組むこと】

(1) 地域福祉のネットワークづくり

取組	内容	主な事業
見守りや声掛けなど小地域ネットワーク活動の推進	○災害時等の要支援者の情報を示した福祉票の作成・更新 ○地域における身近な相談相手や支援へのつなぎ役となる民生委員・児童委員の活動支援	・民生委員・児童委員活動事業
	○地域全体で展開する高齢者、障害のある人、子ども、認知症の人等の見守り等の推進	・あんしんはーとねっと事業
	○金融機関、福祉関係機関が連携した認知症の人等の見守りの推進	・金融と福祉の連携事業
	○宅配業者と連携したひとり暮らし高齢者等の見守りの推進	・高齢者見守りサポート事業
	○小地域ネットワーク活動の支援・促進	・いきいきサロン事業 ・生活支援サポーター活動支援事業



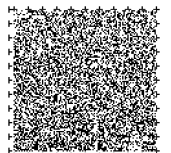
取組	内容	主な事業
地域包括ケアシステムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の高齢者等に係る課題対応に向けた地域の様々な関係機関との連携・協議 ○西脇市多可郡医師会との連携による保健・医療・福祉等に関する専門的な相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議、ケース検討会議の開催 ・精神障害者地域移行・地域定着連絡会議等での協議 ・在宅医療・介護連携推進事業
社会福祉法人のネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法人による公益的な活動(フードドライブ・学用品提供等)の検討、企画実施の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・西脇市社会福祉法人連絡協議会への支援
地区まちづくりの支援・推進	<ul style="list-style-type: none"> ○各地区で地域福祉に関わる人が集まり情報共有、連携、住民同士の支え合い活動を協議する場(第2層協議体)の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業
	<ul style="list-style-type: none"> ○地区まちづくり計画の実践活動の支援 ○地域の課題解決やコミュニティ活性化に向けた組織づくりの支援(まちづくり協議会等における福祉部会の設置等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治協議会への支援 ・地区まちづくり実践補助事業

(2) 市民活動への支援

取組	内容	主な事業
活動への財政的支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア団体やNPOなどの公益的な活動等に対する資金支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民提案型まちづくり事業
コーディネート機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○中間支援事業者による活動団体間の連携に関するコーディネートの実施 ○中間支援事業者による活動団体の設立、運営に関する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動活性化事業
活動推進に係る情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○活動の推進に関する補助制度等の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動活性化事業
ボランティア活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動の啓発(社協だより) ○交流の場の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会への支援(ボランティア活動推進事業) ・いきいきふれ愛まつりの開催

【 地域のみなさんに期待すること 】

- 地域における支え合いの大切さについて関心を寄せ、近所同士の身近な支え合いやボランティア活動、講座等に参加、協力する。
- 日頃の声掛けや見守り活動から、地域の高齢者、障害のある人や子どもの小さな異変に目を向け、身近な相談窓口につなぐ。



施策2 多様な交流とふれあいの推進

【 現状と課題 】

本市では、自治会への加入率は県内でも高い水準を維持しており、地域では、見守りや挨拶を通じたふれあい活動、多様な世代での住民交流が進められています。

しかしながら、価値観やライフスタイルの多様化が進んでおり、市民アンケートの調査結果では、「近所づきあいがとても必要」と考える市民の割合は、34.4%から28.9%と低下するなど、地域コミュニティの希薄化が懸念される状況です。

多様な交流活動を通じた助け合い・支え合いをさらに推進するため、地域福祉活動への参加者の増加や裾野の拡大に向けて、地域における幅広い世代の交流を促進し、地域への関心を深めていくことが必要です。

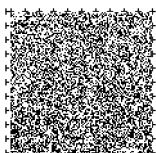
【 今後の方向性 】

- 地域での見守りやあいさつ運動などの機会を通じ、世代間での交流を進めます。
- 交流のきっかけとなる情報を発信し、交流の場や居場所の確保を支援して、活発な交流活動の展開を推進します。
- 国籍や民族、文化の違いにかかわらず、互いを理解し、共に地域社会を支える主体となる多文化共生社会に向けた取組を推進します。
- 様々な人とふれあう体験活動、学習支援や遊びを通して、地域全体で子育てを支える意識を醸成します。

【 行政が取り組むこと 】

(1) 地域における多様な交流の推進

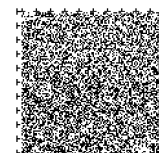
取組	内容	主な事業
多様な交流の推進	○地域における多様な世代間交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の祭りや伝統行事等への支援 ・こどもプラザ事業での多世代交流の実施
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域での多様な交流機会の創出による社会参加・交流の促進 ○日本語教育等を通じたコミュニケーションの活性化 ○外国人住民の社会参加の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区敬老会開催事業 ・老人クラブ運営費助成事業 ・地域型いきいきサロン運営支援 ・高校生地域活動支援事業 ・障害者支援活動事業 ・国際親善交流協会補助事業



取組	内容	主な事業
地域住民による子育て活動の推進	○地域全体で子育てを支える意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例の周知・啓発 ・こどもまんなかアクションの推進
	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもが様々な人とふれあう体験活動・学習支援・遊び ○子どもたちの体験活動を通じた異文化理解の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・トライやる・ウィークの実施 ・にしわきジュニアじんけん教室の開催 ・みらいえ地域子育て事業
	○あいさつ運動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・西脇ハーティネス ・メンバーズ運動の実施

(2) 交流のきっかけと場づくり

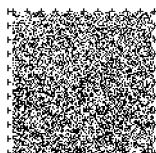
取組	内容	主な事業
地域情報の発信	○交流のきっかけとなる情報等の提供・発信	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、防災行政無線、市ホームページ、SNS等による情報発信
	○地区発信の広報紙やSNS(フェイスブック等)による情報発信の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治協議会等のまちづくり団体への支援
多様な居場所づくり	○孤独・孤立対策に向けた居場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・居場所「OriOri」の開催
高齢者の活動の場づくり	○高齢者の交流や学習の場等の確保と参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ・シニアカレッジ運営事業 ・いきいきサロン事業
障害のある人の活動の場づくり	○障害のある人の通いの場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者地域活動支援センター運営事業
	○障害のある人の活動の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・優先調達推進事業 ・ふくしまルシェの開催 ・授産製品の販売促進
ボランティア活動の場づくり	○ボランティア活動への参加のきっかけとなる情報発信、交流の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきふれ愛まつりの開催
親子のふれあいの場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○地域との交流や遊びの場の提供 ○親子サークル活動への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・西脇おやこ交流教室の開催



取組	内容	主な事業
子どもの居場所づくり	○こども食堂など地域での居場所の確保	・地域での居場所づくりへの支援
中高校生・若者の居場所づくり	○子どもの自主性、社会性、生活技術が育まれるイベントの実施 ○趣味や挑戦したいことが見つけれられる居場所の確保 ○中高校生が活躍できるイベントの実施	・児童館事業 ・不登校・ひきこもり支援
ひきこもり家族への支援	○ひきこもり家族の相談・学習機会の提供	・ひきこもり家族学習会「CRAFT」の開催
地域における交流の場づくり	○コミュニティセンターや隣保館等を活用した交流の場の確保 ○地区のまちづくり活動や自治会活動への支援	・コミュニティセンター・隣保館維持管理運営事業

【 地域みなさんに期待すること 】

- 地域の祭りや伝統行事をきっかけとした交流をはじめ、地域の取組に積極的に参加する。
- 住民同士のあいさつや声掛け、子どもたちの見守りに取り組み、子育てに悩む親が孤立しないよう、温かく応援する。
- 地域の活動拠点となる公民館や集会所を活用し、みんなが気軽に集まれる場をつくる。
- ボランティア活動や交流イベントを通じて、積極的に住民主体の活動を広げる。



施策3 防災・防犯のまちづくり【重点】

【現状と課題】

本市では、全ての自治会で自主防災組織が設立され、防災訓練や避難訓練などが各地で実施されています。

しかしながら、近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみ世帯が増加傾向にあり、災害時に支援が必要となる人への対応がより一層重要となっています。

このため、防災知識や災害時の知識・対処法について更なる普及啓発を図るとともに、地区の特性に応じた防災・避難体制の強化や支援が必要な人の見守り体制の強化が必要です。

また、防犯対策については、地域が主体となった防犯活動などが展開されており、人口当たりの刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、高齢者等を狙った特殊犯罪の被害が拡大しています。地域住民の防犯意識の更なる高揚を図りつつ、地域の防犯体制の強化が求められています。

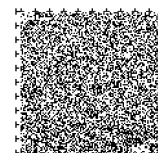
【今後の方向性】

- 市民の防災意識の高揚を図るとともに、地域が主体となった防災活動や平時からの住民相互のつながりづくりを支援します。
- 災害時に備え、避難所の環境や運営体制の改善を図るとともに、社会福祉協議会や西脇市多可郡医師会等との連携体制を強化します。
- 防犯活動団体や警察等との連携強化を図るとともに、子どもの登下校時の見守り活動を推進し、地域等との連携による防犯活動を支援します。

【行政が取り組むこと】

(1) 防災対策の推進

取組	内容	主な事業
避難場所等の周知・啓発	○防災意識の向上、避難場所や災害時における助け合いの周知・啓発	・防災訓練及び講演会の実施 ・マイタイムライン講習会の開催
自主防災会の支援	○自主防災会の組織強化の推進	・地区防災計画の改定支援
	○自主防災会活動の支援	・防災訓練等の実施支援
避難支援体制の構築	○災害時に支援が必要となる要配慮者名簿の整備 ○自治会、民生委員・児童委員、自主防災会、福祉専門職の連携による個別避難計画の作成	・要配慮者名簿の整備・更新 ・個別避難計画の作成
危機管理体制の強化	○災害などの緊急時における迅速かつ的確な情報の伝達手段の確保	・防災行政無線の維持管理



(2) 災害発生時の被災者の支援

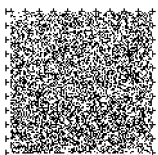
取組	内容	主な事業
避難所運営の充実	○被災者に対する健康管理等の実施	・避難所の巡回相談等
	○要配慮者に配慮した避難所の環境整備・運営	・手話バンダナ、筆談ボード等の設置
災害時相互応援協定に基づく連携・協力支援	○社会福祉協議会との災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定に基づく連携・協力支援	・災害ボランティアセンターの運営
	○社会福祉法人との連携による要配慮者の受け入れ等の支援	・要配慮者の避難施設としての活用
	○民間事業者との連携による物資提供等の支援	・物資提供等
西脇市多可郡医師会等との連携による支援	○災害時相互応援協定に基づく連携・協力支援	・応急医療及び救護協力（西脇市多可郡医師会）
		・応急医療及び口腔ケア協力（西脇市多可郡歯科医師会）
		・医薬品等の優先供給（西脇市多可郡薬剤師会）

(3) 防犯対策の推進

取組	内容	主な事業
防犯意識を高める取組	○インターネット有害情報への対応	・子ども安全安心活動事業
	○消費者教育・防犯意識の啓発	・消費生活センターの運営 ・消費者協会くらしの教室の開催 ・くらしの安全出前講座の開催
地域等との連携による防犯活動	○まちづくり防犯グループの活動支援	・防犯活動支援事業
	○防犯活動団体や警察等との連携強化	・防犯活動者連絡会の運営
	○園児・児童・生徒の登下校時等の見守り活動の推進	・西脇ハーティネス・メンバーズ運動の実施

【 地域のみなさんに期待すること 】

- 災害時における安否確認や避難誘導などが円滑に行えるよう、自治会による防災訓練に参加する。
- 地域での見回りや安全パトロールへの協力、門灯の点灯など防犯意識を高めるとともに、消費者被害を防止するため、正しい知識を得るよう努める。



基本方向3 地域や福祉の人材づくり

施策1 地域福祉を支える人材づくり【重点】

【現状と課題】

本市では、地域に潜在する人材の発掘や多様な分野におけるボランティアの養成に努めるとともに、福祉人材の資質向上に向けた支援や処遇改善などに取り組んできました。しかしながら、人口減少の進行に加えて、定年の延長やライフスタイルの多様化に伴って、地域活動・地域福祉の担い手、福祉サービスを提供する人材の不足が懸念される状況にあります。

このため、地域福祉活動等の周知・可視化を通じて、地域住民の理解を深め、活動への参加につなげるとともに、福祉サービス従事者の育成、確保・定着を図っていく必要があります。

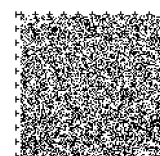
【今後の方向性】

- オンライン研修や養成講座の導入を通じて、福祉専門職の資質向上や地域福祉を支える人材の育成に取り組みます。
- ボランティア団体の交流の場を確保し、活動の活性化とボランティア人材の裾野の拡大を図ります。
- 福祉サービス事業所の若手職員に向けた奨学金返済支援制度や、育児や介護と仕事の両立を支援する制度の利用促進に努め、働きやすい職場環境の整備を推進します。
- 福祉人材の魅力を発信し、やりがいや誇りを地域に伝える啓発活動を行い、人材の確保と離職防止を図ります。

【行政が取り組むこと】

(1) 福祉専門職等の確保・定着支援

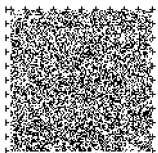
取組	内容	主な事業
民生委員・児童委員の資質の向上	○民生委員・児童委員連合会の分野別部会（児童福祉・障害者福祉・高齢者福祉）での研修会の実施	・民生委員・児童委員活動の支援
人材の発掘・養成	○意思疎通を支援する人材の養成	・手話通訳者、要約筆記者等の養成
	○高齢者の簡易な家事援助や話し相手等の生活支援を行う人材の養成	・生活支援サポーターの養成
	○介護予防に自主的に取り組むグループの養成・支援	・介護予防サポーターの養成 ・おりひめ体操自主グループの活動支援



取組	内容	主な事業
人材の発掘・養成	○認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を支援する人材の養成	・認知症サポーターの養成
	○判断能力が不十分な方が、自ら意思決定できるよう支援する人材の養成	・権利擁護サポーターの養成
	○自殺の危険を示すサインに気付き、声を掛け、話を聞いて必要な支援につなげ見守る人材の養成	・ゲートキーパーの養成
	○地区まちづくりを通じた地域福祉活動を担う人材の発掘・養成	・地域でのふれあい、助け合い体制の推進
	○各種ボランティアの育成 (手話奉仕員、子育て支援ボランティア、給食ボランティア、調理ボランティア等)	・社会福祉協議会への支援(ボランティアセンターの運営等)
ボランティア活動への参加促進	○社協だよりやいきいきふれ愛まつりを通じたボランティア活動の啓発 ○交流の場の確保	・社会福祉協議会への支援(ボランティア活動支援事業)
福祉人材の確保及び資質の向上	○介護職などの魅力やメリットの情報発信 ○就職相談会等の情報発信 ○職場見学・体験の機会の周知 ○従事者のスキルアップ研修の実施 ○多職種連携の推進 ○介護支援専門員の資格取得や研修費用の支援 ○介護現場の生産性向上、介護従事者の業務負担軽減、事業者の業務改善の支援 ○認定こども園合同就職説明会の実施 ○課題別研修等、就学前教育・保育の質の向上 ○就学前教育・保育施設の運営支援	・福祉職の魅力・情報の発信 ・スキルアップ研修事業 ・介護分野資格取得支援事業 ・認定こども園就職フェアの開催支援 ・就学前教育・保育の質の向上推進事業
若者の市内就職及び定着の推進	○奨学金返済支援制度を有する法人への支援 ○「共働き・共育て」を推進するための情報発信・啓発 ○労働者への育児休業制度等の制度周知や事業所の子育て支援の取組の促進	・社会福祉法人等就業者確保支援事業 ・育児休業制度等諸制度の情報提供

【 地域みなさんに期待すること 】

- 地域における支え合いの大切さについて関心を持ち、理解を深める。
- ボランティアやサポーターの養成講座に参加し、可能な範囲で地域の活動に参加する。
- 働きやすく、やりがいを感じられる職場環境の整備に努める。



施策2 人権意識・福祉意識の醸成

【現状と課題】

多様性が増す社会の中で全ての人が心豊かで幸せな生活を送るためには、幼少期からの人権意識や福祉の心を育む教育をしていくことが求められています。

より一層、人権尊重の意識が醸成され、福祉に関する理解を深めることができるよう、啓発活動等を推進し、様々な学習や交流の機会を通して、ともに生きる力を育む教育を推進することが必要です。

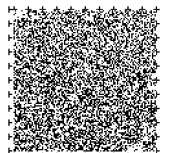
【今後の方向性】

- 年代に応じて人権意識や福祉の心を育めるよう、関係機関や団体との連携の下、人権啓発活動の充実を図りながら福祉活動への理解と参加を推進します。
- 子どもの権利を守り、子どもの意見表明と社会参画の機会を促進します。

【行政が取り組むこと】

(1) 人権意識・福祉意識の啓発

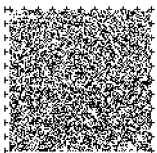
取組	内容	主な事業
人権意識・福祉意識の啓発	○人権意識を高める情報発信と啓発	・広報紙、じんけんパンフレットFlatによる啓発
	○人権や福祉に関する学びの場(研修会・講演会)の提供 ○福祉サービスや保険制度・介護予防等についての理解促進	・人権文化をすすめる市民運動及び研究大会運営支援 ・男女共同参画啓発事業 ・人権住民学習会、各地区での研修会の開催支援 ・男女共同参画セミナーの開催 ・出前講座の開催
子どもの人権を尊重する取組の推進	○子どもや保護者の人権意識の高揚 ○子どもの権利についての理解促進 ○子どもの意見表明、社会参画機会の充実	・西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例の周知・啓発 ・西脇子ども会議の開催 ・こどもプラザキッズ・ジュニアサポーターの育成



取組	内容	主な事業
学校園における人権・福祉教育の推進	○人権や福祉に関する学習活動、体験・交流活動の実施	・にしわきジュニアじんけん教室の開催
	○人権感覚の基礎を培う就学前教育・保育の推進 ○社会福祉協議会、民生委員・児童委員、サービス事業者などと連携した福祉教育の推進	・福祉教育の推進
	○多文化共生教育の推進	・子ども多文化共生サポーター等の派遣
企業等における人権・福祉教育の推進	○企業や行政・教育関係者に対する研修会の開催	・各種人権研修の開催
認知症の人に対する理解の促進	○認知症に対する知識の普及	・認知症サポーター養成講座の開催 ・認知症ケアネットの普及
障害を理由とする差別の解消の推進	○障害についての理解の促進 ○事業所における合理的配慮の提供	・障害者差別解消シンポジウムの開催
	○行政における合理的配慮の提供	・西脇市障害者差別解消の推進に関する職員対応要領の推進

【 地域のみなさんに期待すること 】

- 一人ひとりが自分のこととして、人権問題に関心を持ち、積極的に学びの場に参加する。
- 人権教育の機会を通じて、家族、友人・知人、地域の人などと話し合う。
- 子どもは、周囲の大人に対して、自分の意見を積極的に伝える。
- 大人は、子どもが社会の一員であることを理解し、子どもの意見に耳を傾ける。



I 計画の推進体制

(1) 計画の周知

地域福祉を推進する上で、本計画の考え方や施策の展開方向について、地域住民、福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など全ての人が共通の理解を持つことが必要です。

そのため、市のホームページなどへの掲載や各種イベント開催時など様々な機会を捉えて、計画を広く市民に周知していきます。

(2) 協働による計画の推進

地域の多様な課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした地域を構成する様々な主体と行政が連携して、対応していくことが必要です。

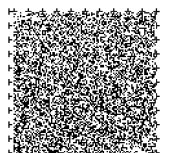
住み慣れた地域で、共に支え合い、助け合いながら安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、地域住民、地域活動団体、ボランティア団体、福祉活動団体、社会福祉協議会、行政等がともに連携・協働しながら、計画を推進していきます。

(3) 市・社会福祉協議会の連携による推進体制の整備

西脇市社会福祉協議会では、地域住民、福祉活動団体、ボランティア団体等と連携しながら、実践的な地域福祉の推進に取り組んでいます。

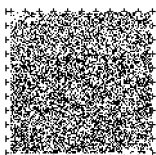
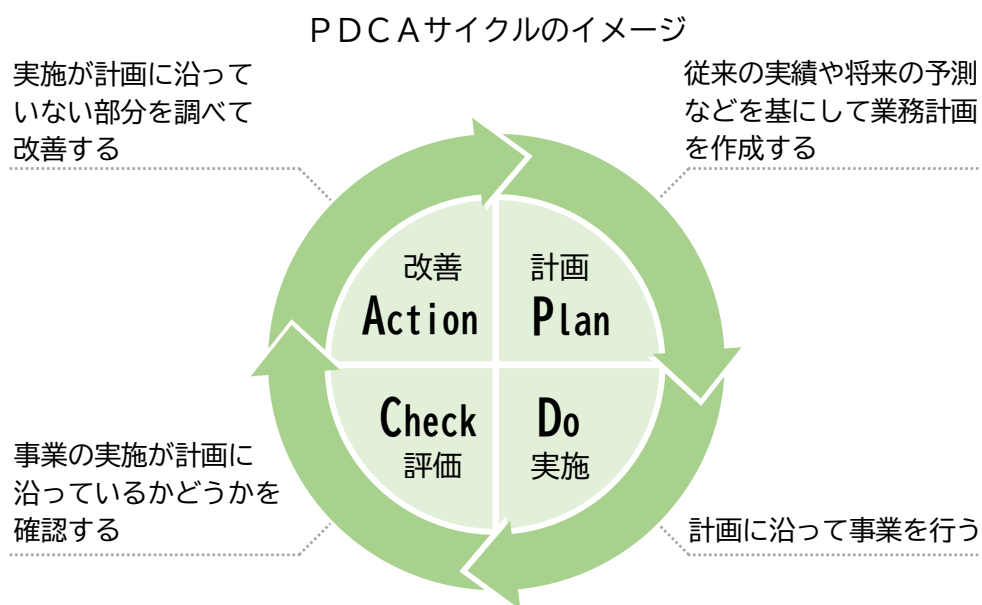
本計画と西脇市社会福祉協議会の「第4次西脇市地域福祉推進計画」は、車の両輪の関係にあり、理念と課題を共有しながら、連携を強化し、地域福祉の推進に努めます。

また、市においては、計画の推進に当たって庁内の総合的かつ横断的な体制を整備し、関係部局における連携と情報共有に努めます。



Ⅱ 計画の進行管理

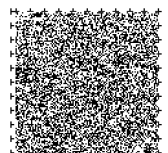
本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に把握・評価した上で（Check）、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクルに基づき、学識経験者や福祉関係者、市民などで構成する「西脇市地域福祉計画推進会議」において、第3章に記載している政策指標・成果指標や、第4章に記載している重層的支援体制整備事業実施計画及び成年後見制度利用促進基本計画については、各事業の実施状況等を毎年、把握・評価しながら改善・見直しを行います。



資料編

I 計画の策定経過

時 期	内 容
令和6(2024)年8月8日	令和6年度第1回西脇市地域福祉計画推進会議 西脇市地域福祉計画の策定について（諮問） 協議事項 ①西脇市地域福祉計画の進捗状況について ②次期計画策定に向けたアンケート調査について
令和6(2024)年8月30日～ 令和6(2024)年9月30日	市民アンケート調査 (西脇市に居住する18歳以上の方、2,000人)
令和6(2024)年11月～ 令和7(2025)年1月	団体アンケート調査、団体ヒアリング調査 (民生委員・児童委員、ボランティア団体、地域活動団体)
令和7(2025)年2月21日	令和6年度第2回西脇市地域福祉計画推進会議 協議事項 ①アンケート調査結果について ②第四次地域福祉計画の基本理念、体系・骨子について ③西脇市重層的支援体制整備事業実施計画について
令和7(2025)年5月29日	令和7年度第1回西脇市地域福祉計画推進会議 協議事項 ①第三次西脇市地域福祉計画の進捗状況について ②第4次西脇市地域福祉計画の素案について
令和7(2025)年7月29日	令和7年度第2回西脇市地域福祉計画推進会議 協議事項 ①第4次西脇市地域福祉計画の素案の協議・修正について
令和7(2025)年10月16日	令和7年度第3回西脇市地域福祉計画推進会議 協議事項 ①第4次西脇市地域福祉計画の素案の協議・修正について ②パブリック・コメントに向けて
令和7(2025)年12月1日 ～令和8(2026)年1月5日	パブリック・コメント実施
令和8(2026)年1月27日	令和7年度第4回西脇市地域福祉計画推進会議 協議事項 ①パブリック・コメント実施結果の報告 ②西脇市地域福祉計画の策定について（答申）



II 西脇市地域福祉計画推進会議条例

平成30年3月30日条例第2号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び円滑な推進を図るため、西脇市地域福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 計画の策定及び変更に関する事。
- (2) 計画の調査、分析及び評価に関する事。
- (3) その他地域福祉に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 社会福祉団体関係者
- (3) 福祉に関する事業に従事する者
- (4) 公募による市民
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 推進会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長とともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、福祉担当部において処理する。

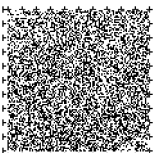
(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

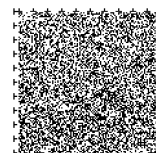


Ⅲ 西脇市地域福祉計画推進会議委員名簿

(敬称略)

区分	所属等		氏名
学識経験のある者	関西福祉大学社会福祉学部教授		○ 谷口 泰司
社会福祉 団体関係者	西脇市社会福祉協議会 会長	～R7/6/30	牛居 義晴
		R7/6/30～	丸山 善彦
	西脇市民生委員・児童委員連合会 会長		久米 敏正
	西脇市民生委員・児童委員連合会 主任児童委員		大橋 正子
	西脇市社会福祉法人連絡協議会 代表		伊達 恵一
	西脇市老人クラブ連合会 会長		坂本 修三
	西脇市身体障害者福祉協会 会長		吉田 昇
	NPO法人西脇市手をつなぐ育成会 代表		岡野 雅代
	白ゆり会家族会 会長		高瀬 利明
福祉に関する 事業に従事 するもの	西脇市多可郡医師会 会長		○ 河原 淳
	西脇市障害者基幹相談支援センター ういーぶねっと 管理者		藤井 志帆
	地域包括支援センター 代表		藤原 八穂
	ボランティア団体 代表		高須賀千枝
公募に よる市民	公募委員		林 千恵子
			柴垣美佐枝
関係行政機関 の職員	西脇市校長会 会長	～R7/3/31	新保 安章
		R7/4/1～	脇谷 哲史
	兵庫県加東健康福祉事務所 監査・福祉課長	～R7/3/31	小山 貴由
		R7/4/1～	成徳 明美
その他特に 必要と 認める者	西脇市連合区長会 代表		◎ 齋藤 周藏
	西脇公共職業安定所 代表	～R7/3/31	正井 明信
		R7/4/1～	中山真理子
	北播保護区西多分区 保護司 会 代表	～R7/3/31	丸山 善彦
		R7/4/1～ R7/11/12	長谷川智春
		R7/11/13～	岸本 信子

◎会長、○副会長



き ~ 0 3 7
令和 6 年 8 月 8 日

西脇市地域福祉計画推進会議会長 様

西脇市長 片 山 象 三

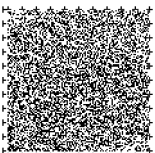
西脇市地域福祉計画の策定について（諮問）

本市では、令和 2 年 3 月に第三次西脇市地域福祉計画を策定し、本市に暮らす全ての人々が、お互いにやさしさと思いやりの気持ちを持って、つながり、助け合い・支え合いの輪を広げることで、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指してきました。

しかしながら、急激な人口減少や少子高齢化を背景に、多様な主体が参画し、世代や分野を超えたつながりの中で、誰ひとり取り残されず、多様で複合的な課題に対応できる包括的な支援体制が求められています。

価値観の多様化も進む中で、誰もが人権を尊重し合い、その人らしく輝き、安心して共生できる地域福祉を進めていく必要があります。

については、地域福祉の推進に資する次期西脇市地域福祉計画の策定について、西脇市地域福祉計画推進会議条例の規定により、貴推進会議の意見を求めます。



令和 8 年 1 月 27 日

西脇市長 片 山 象 三 様

西脇市地域福祉計画推進会議
会長 齋 藤 周 藏

西脇市地域福祉計画の策定について（答申）

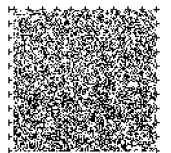
令和 6 年 8 月 8 日付き～037 で諮問のありましたみだしのことについて、西脇市地域福祉計画推進会議において審議を重ねた結果、別添のとおり「第 4 次西脇市地域福祉計画（案）」を取りまとめましたので、答申します。

本推進会議では、市民及び団体アンケート調査によって市民意向の把握を進めるとともに、第三次計画の取組評価や社会情勢の変化なども踏まえながら、本市の課題を共有してきました。

急速な人口減少やライフスタイルの多様化、また核家族や単身世帯の増加などを背景に、様々な分野において課題が複雑化・多様化しています。また、地域活動・地域福祉の担い手、福祉サービスを提供する人材の不足が懸念される状況にあります。

本市に暮らす全ての人が、お互いにやさしさと思いやりの気持ちを持って、つながり、助け合い・支え合いの輪を広げることで、誰一人取り残されない安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指していく必要があります。

本市の地域福祉の羅針盤となる地域福祉計画の推進に当たっては、本推進会議の審議過程で各委員から出された意見を十分に尊重し、本計画に定める基本理念「ほっこり いいね・西脇市 みんなが安心・心つながるまちづくり ～誰一人取り残されない 支え合うまちへ～」の実現に努められるよう求めます。



VI 用語解説

【あ行】

ICT

Information and Communication Technologyの略称。コンピュータやインターネット等の情報通信技術と訳される。

アウトリーチ

様々な形で、必要としている人に必要なサービスと情報を届けること。

アクセシビリティ

高齢者、障害者などを含む全ての人が、情報、サービス、役所や病院、福祉施設などの施設に支障なくアクセスできる状態を指す概念

あんしんはーとねっと事業

認知症高齢者等の地域における見守り体制を強化するため、地域の関係機関や民間事業所等に協力者として登録を依頼し、日常的な見守り活動を通じて異変の早期発見につなげる「見守りネットワーク機能」と、行方不明時の迅速な対応を図るため、事前に本人情報を登録し、関係機関と共有する「SOS利用事前登録機能」の2つで構成される事業

いきいきサロン

高齢者が元気でいきいきした生活が送れるよう、交流の場づくりとして、各町(自治会)で行われている活動

SNS

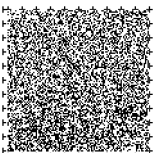
Social Networking Serviceの略称。社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービス。会員数の多いものとして、フェイスブックやインスタグラムなどがある。

SDGs

Sustainable Development Goalsの略称。持続可能な開発目標。国際社会が採択した17の目標と169のターゲットから構成され、誰一人取り残さない共生社会の実現へ向けた指標として、地域福祉の施策にも反映される重要な国際目標

NPO

Non Profit Organizationの略称。NPOは、「民間」の「非営利団体」を指す言葉として用いられ、ボランティア団体や市民活動団体をはじめ、社会貢献活動を行う民間非営利組織に対して使われている。



【か行】

虐待

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使用する経済的虐待などがある。

協働

自治の推進のために市民及び市がそれぞれの果たすべき役割と責務を認識し、対等な立場で、協力、連携すること。

ケース検討会議

市の担当部署と関係機関が、個別の事例（ケース）について情報を共有し、より適切な支援方針を立てるための会議

ゲートキーパー

悩みや不安を抱える人の変化に気付き、声を掛け、必要な支援につなぐ役割を担う人を指す。特別な資格や専門的研修を必要とせず、地域住民、職場の同僚、学校関係者、事業者など、誰もが担い手となることができる。

権利擁護

自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である人を、あらゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、生活を送る上で必要な全ての権利を保障するという考え方やその実践

コアメンバー会議

市の担当部署と関係機関が、虐待の事実有無や緊急性の判断、初期の対応方針を決定する会議

合計特殊出生率

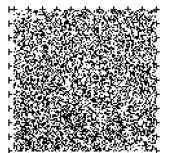
15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に産む子どもの人数を推計したもの

合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮

個別避難計画

災害対策基本法の改正（令和3年）により、市町村が避難行動要支援者ごとにその特性に応じて、避難方法・支援者・連絡手段などを個別に定める計画



コミュニティ

共同で社会生活が行われる一定の地域又は集団。中でも「地域コミュニティ」という場合は、特に地域との結びつきが強く、人々の自主性と自らの責任において、より住みよい地域づくりを行う住民の集団を指す。

【さ行】

在宅医療

在宅で行う医療のこと。医師による訪問診療、看護師等による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション、歯科医師による訪問歯科診療等がある。

在宅介護支援センター

地域の高齢者やその家族等からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが受けられるよう調整し、在宅介護を支援する機関

自主防災会

地域住民による自発的な防災組織。地域住民相互による「共助」の精神のもとに、地震その他の災害時に安否確認、避難誘導、救出・救助、応急救護活動、初期消火、情報の収集・伝達等、地域の防災活動を担う。

市民後見人

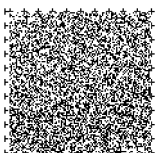
弁護士等の専門職、親族以外の一般市民による成年後見人。認知症や知的障害などで判断能力が十分でない人に親族がない場合、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や日常生活における契約などを行う人

社会資源

地域に存在する公的・民間のサービス、施設、団体、人材など、住民の生活を支えるあらゆる資源の総称

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人で、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、社会福祉を目的とする事業を行う組織。事業内容としては、企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等がある。



社会福祉法

社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。

重層的支援体制整備事業

社会福祉法第106条の4の規定に基づき、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、個別の支援と地域づくりへの支援の両面を通じて重層的な支援体制を整備するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業

障害者基幹相談支援センター

障害のある人やその家族の相談窓口として、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）や障害者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な支援などの情報提供や助言を行うとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関

小地域ネットワーク

自治会・町内会・民生委員・地域住民などが、日常的な見守りや支え合いを行う地域単位のネットワーク

自立相談支援事業

生活に困りごとや不安を抱えている場合の地域の相談窓口で、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う事業

生活困窮者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

生活困窮者自立支援法

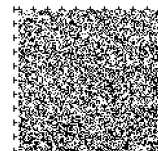
生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる法律

生活支援コーディネーター

地域の多様な主体をつなぎ、生活支援・介護予防サービスの体制整備や協働の場づくりを進める調整役

成年後見制度

認知症や知的障害などで判断能力が十分でない人が、不利益な被害を受けることがないように、後見人・保佐人・補助人を選任することにより、法律的に支援する制度



【た行】

第三者評価

社会福祉法人等の事業者や利用者以外の中立的な第三者機関が、事業者の提供する福祉サービスを専門的かつ客観的な立場から総合的に評価するもので、福祉サービスを利用する方への情報提供及び事業者のサービスの質の向上を図るため、その結果を公表している。

ダブルケア

育児と介護を同時に行う必要がある状況のこと。晩婚化・晩産化の影響で子育て世代の年齢が上昇する中、子の育児と親の介護を担うことを指すことが多いが、広義では、子だけでなく孫の育児、親だけでなく祖父母の介護も含まれる。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。平成28(2016)年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置付けられている。

地域ケア会議

市の担当部署と関係機関が、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう地域課題を話し合う会議

地域自治協議会

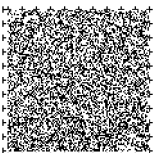
「自助・共助・公助を基にした参画と協働のまちづくり」を基本に、地域を将来にわたって持続可能なものとしていくために、地域課題はまず地域で検討し、解決のために取組を進め、地域の様々な団体や事業者、個人などが参加し、住民の力を最大限に発揮できる組織でそれぞれの特性を生かして連携・協働する新しい枠組みの地域自治システムのこと。

地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的の下、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、日常生活圏域の中で、介護、予防、医療、住まい、生活支援サービスを一体的かつ継続的に提供する体制のこと。

地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関



中間支援事業

行政とNPOのみならず、企業とNPO、市民とNPOなど多様な関係性を取り持ち、様々な活動を支援する事業

DV

Domestic Violenceの略称。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から受ける身体的、精神的、性的、経済的な暴力を指す。

【な行】

日常生活自立支援事業

認知症高齢者や障害のある人など、判断能力が十分でない人が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続の援助、利用料の支払等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業

認知症

脳の病気や障害により認知機能が低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障を来した状態をいう。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症がある。

認知症サポーター

認知症サポーター養成講座を受講し、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する人

ネットワーク

市民個人や集団と集団などの網状のつながりの意味。地域福祉活動は市民の誰もが幸せになることを目指すものだが、その推進を図るためには市民同士をはじめ関係機関・団体などとの能動的で活動的なネットワーク構築が欠かせない。

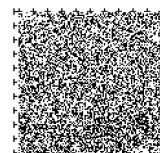
【は行】

8050問題

引きこもりの長期化等により、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうこと。80代の親と50代の子で、親が要介護状態に陥ると問題が表面化することに由来する。

バリアフリー

障害のある人や高齢者などが日常生活を送る上での妨げとなる、様々な障壁（バリア）を取り除くこと。もとは段差や仕切りの解消などを指したが、現在では、意識や各種制度などあらゆる面において、社会参加を困難にするものを取り除くこととして用いられる。



ひきこもり

社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生きづらさを抱えている状態の人を指す。

PDCAサイクル

計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のプロセスを順に実施し、最後のactionではcheckの結果から、最初のplanの内容を見直して、次回のplanに結び付ける。この循環のプロセスを繰り返すことによって、継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法

フードドライブ

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域の生活困窮者支援団体、こども食堂、福祉施設等に寄付する活動

ボランティア

個人の自由な意思によって金銭的対価を求めず、社会的貢献を行うこと及びそれに携わる人のこと。

ボランティアセンター

地区又は職場や学校においてボランティアに関する事務を行い、ボランティアの活性化を図る組織。市町村単位で社会福祉協議会と連携して設置されることが多く、ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、ボランティアに関する教育・研修の場、ボランティアの情報交換の場として機能している。

【ま行】

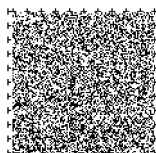
民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行っている。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っている。

【や行】

ヤングケアラー

本来、大人が担うような家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものこと。



要支援・要介護認定者

日常生活において、介護が必要な状態の軽減や悪化の防止のために支援が必要な状態にある人(要支援者)や、常時介護を必要とする状態にある人(要介護者)と認定された人のこと。

要援護者名簿

高齢者や障害のある人など自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認などの避難支援等を実施するための基礎とする名簿

要配慮者

災害対策において高齢者、障害のある人、難病患者、妊産婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人など特に配慮を要する者

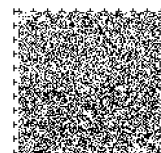
【ら行】

隣保館

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活相談や人権課題の解決のための各種事業を総合的に実施する施設

老人クラブ

老人福祉法に基づき、老人福祉を推進するために地域を基盤とした高齢者(おおむね60歳以上)の会員制による自主的な組織。「健康・友愛・奉仕」を三大運動として掲げ、健康づくりや生きがいづくりを目的とした活動を行うとともに、地域の諸団体と連携して、豊富な知識や経験を生かした活動を行っている。



第4次西脇市地域福祉計画

令和8（2026）年3月

発行：西脇市
編集：西脇市福祉部社会福祉課

